

令和8年6月佐川町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和8年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和8年6月9日 午前9時宣告

開 議 令和8年6月9日 午前9時宣告（第4日）

応招議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

不応招議員 な し

出席議員	1番 東 祐太朗	2番 田村 雅之	3番 安田 節子
	4番 齋藤 光	5番 岡林 哲司	6番 山本 和輝
	7番 田村 幸生	8番 宮崎知恵子	9番 西森 勝仁
	10番 下川 芳樹	11番 松浦 隆起	12番 中村 卓司
	13番 岡村 統正		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 片岡 雄司	副 町 長 田村 正和
教 育 長 濱田 陽治	教 育 次 長 岡田 秀和
総 務 課 長 横畠 克彦	まちづくり推進課長 安岡 裕美
会計管理者兼会計課長 上田 くみ	住 民 課 長 廣田 春秋
産業振興課長 下八川久夫	建 設 課 長 大原 秀平
農業委員会事務局長 藤本 雅徳	健康福祉課長 岡崎 省治
病院事業副管理者兼事務局長 宮本 福一	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山崎 有岐	議会事務局書記 高鴨 学
--------------	--------------

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和8年6月佐川町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和8年6月9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（松浦隆起君）

おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

12 番、中村卓司君の発言を許します。

中村君。

12 番（中村卓司君）

おはようございます。

昨日は下川さんが一番で、大変光栄の質問をさせていただきましたということですが、私は 2 日目の一番でございまして、大変光栄に存じますが、議長のお許しをいただきましたので、12 番議員、中村として、令和 8 年 6 月議会の質問をさせていただきます。

まず初めに質問は、道の駅の質問でございます。

まきのさんの道の駅は、私たち加入しております「はちきんの店」の会員で 2 千名の署名を集めて、紆余曲折はありましたけれども、令和 5 年 6 月の開業を迎えて、今年 6 月がですね、丸々 3 年、そして 4 年目を迎えようということで動いているところが、現在の道の駅でございます。

その前にお断りをしておきますけれども、中村が質問したいから打合せがないことを突然言い出すよというふうな話が時々聞こえてまいりますけれども。分からないことは分からないでかまふと思っておりますけれども、質問で、これ打合せなかったけれども、分かるよねっていう形は誠意を持ってお答えをいただくことをお願いをしておきたいと思っております。

まずそこで、この道の駅の質問でございましてけれども、先ほど紆余曲折がありながらも開業を迎えたということで、町長の所見もいろいろ当初はあったと思っておりますし、各地区でのそれぞれの、町民の意見を聞く会の中から開業ということに生まれたと思うんですけれども、まず最初にですね、この道の駅を開業をして、その 3 年間、町長がですね、どういうふうに、その道の駅を見てこられたのか。

そして佐川町にとって、どういう益があったのかなという思い

があるか、先ほどの打合せないぞというふうなことでありますけれども、これは意見、自分の思いだと思いますので。町長にまず最初にですね、3年間、道の駅がどういうふうに関立ってきたかなという思いがあるかを聞かせていただいてから質問詳しいところに入りたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

おはようございます。

中村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私も1期目の当初選挙のときにですね、道の駅いろいろ紆余曲折がありましたが、開業をさせていただいて3年が迎えております。

いろいろなトラブルもあったことは事実でございますけど、やはり、地場産品の農作物でありますとか、いろいろお土産品、司牡丹のお酒でありますとか、いろいろな商品が売れておるということとですね、多くの方々に県内はもとより、県外、そして外国の方も来ていただいておりますと聞いております。

やはり開業してですね、33号線には道の駅という大きな施設がなかったということもありますし、おもちゃ美術館も併設し、下に遊具公園も整備しまして、土曜日、日曜日、祝日は多くの方に来ていただいて、楽しんでいただいているところでございますので、実際、本当に実施させていただいてよかったなと実感しております。一般財団法人のしあわせづくり佐川のほうにもですね、いろいろと苦勞させていただいて、頑張らせていただいておりますので、引き続きですね、支援してですね、盛り上げていくことは、今も変わっておりませんので、ぜひ、よろしく、中村議員もよろしく申し上げます。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12番（中村卓司君）

ありがとうございます。

これも突然の質問で申し訳ないことでございましたけれども、誠意あるお答えいただきましてありがとうございます。

ところでですね、紆余曲折があったっていうことの中の1つの

原因にですね、過去にソニアの問題がありまして、共同体として出資をしたけれども、すごい赤字になってですね、とうとう出資金もなくなってしまったという過去の苦い経験があると。道の駅を造るについて、第2のソニアになったらあかんというふうな意見もあって、紆余曲折の中の決断だったりというふうに思います。

そこでですね、現状の3年間、経営についてということでしたけれども、行政報告の中で、9月に経営については報告しますということが出ましたので、少しピント外れになるかも分かりませんが、今まで分かっている範囲の内容とかですね、過去にこういう経過でこういう収入があったと、ということのお示しを、数字をいただきたいというふうに思って質問をしております。

そこでですね、私たち、最初に申し上げましたはちきんが、署名をしながら、農産物直売店というもののの中に入っております。

その収入、ウェイトと、それからほかの物産とかですね、西村商店とか、それから横畠さんのアイスクリームとかという企業が入っておりますので、その兼ね合いの収支があるかと思いますが、まず最初に、私の分かっているはちきんの内容を少し、3年間の収支をお話をしておきたいと思います。

「はちきんの店」というか、直販店の農産物を売っている道の駅のパーセンテージは15%が道の駅に利益として入るということになっておりまして、1年目、6月から3月までの期間の1年間で、丸々1年ではすごい足らなかったという1年間ですけれども。9カ月間、それで6月は開業の日が非常に少なかったんで、少なか、収入も少なかったですけども7月が、ひと月に1,200万っていう金額が売れたということで合計をしてですね、9カ月間に1年間の収入が、6,377万円というのが収入でございます。

先ほど言いました、15%を、いわゆるこれの6,377万の15%ということ进行計算すると、956万っていうものが道の駅に入ったという収入です。これは直販だけですね。

それから2年目です。2年目は4,651万円。

大体ですね、2千万弱ぐらい少なくなってますけども、1年間の開業からすると、これぐらいかなというのは、1年経った経過としては2年目としてはこれぐらいかなということで、4,651万の中の15%、697万円、700万ぐらいのが入ってます。

それから3年目、これは4月から、去年の4月から今年の3月

までの3年丸々1年間、4,697万円。これはですね、前年より若干ですけども、多くなってます。減ってないんです。

15%が、704万円が収入に入っていると。あまり金額変わりませんけれども、2年間のがあまり変わり、変わりませんけれども、700万前後が1年間に入ったということになって、この間の町長の報告では、レジ通過人数が去年の、トータルでしたかね、26万人ってというのがね、これでいきますとはちきんのレジを通った人だけ、はちきんとか直販を通った人だけの人数を申し上げますと、1年目が11万9千人の人が1年目。2年目が11万2千人、それから3年目が10万3千人。

これいきますと、あれですよ。ほかのレジもあるんですけども、この直販のレジから行くと、かなりの人数が買ってくれたということになるわけでございます。

以上がはちきんだけの、農販物直販だけの収入ですけども、そこでですね、道の駅の経営が、3年目から大体が怪しくなってきた、それで手当をしながら続けていくというのが、どこの道の駅でも抱えている問題だと思うんです。

そこで3年目からいわゆる、下がったらあかんですけれども、それは後から質問するとして、今までの直販だけを申し上げましたけども、例えば農産物直販でも、はちきんに入っていない方がある、おるんですよ。

その人の収入とかですね、それから道の駅が直接仕入れをしている品物がありますよね、幾らか。それから、これ収入ですよ。収入になる収入減ですよ。元ですよ。

それから、先ほど言ったアイスクリームの横畠さんの手数料。

それから、物販、お土産なんかの手数料。

それから西村商店の手数料。

それからその他収入源がありましたらですね、こういうものを合わせて収入にして、それで差引きをしていくわけですが、あとは、今分かればですよ。

例えば、今度は経費の部分、どればあ行ってるのか。聞くとところによると、電気代が1年間2千万ぐらい要ると、いう話も聞きます。

それから補修修繕、通信費、人件費、事務費、車両費、税金、こんなのはずっと経費で要るわけです。

先ほど言った、収入と経費の差引きで経営が成っていくわけですので、まず先ほど言いました収入と支出について、大体大まかなことが分かっておれば。それから、パーセンテージが先ほどはちきんで、やない、直販では15%言いましたので、そのほかの店舗の収益源のパーセンテージ、分かっておればお答えいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、中村議員のご質問にお答えさせていただきます。

収支の細かいものについてはですね、それこそあの9月の定例会のときに、詳細についてはご説明をさせていただこうと思います。

今回のご回答は、財団のほうからですね、道の駅の指定管理の実績報告が上がってきておりまして、その中で回答できる範囲についてお答えをさせていただこうかと思っておりますので、ご了承ください。

まず、市場ですね、市場の部分につきまして、「はちきんの店」さんが昨年度、前年ですね、令和6年度との対比になっていきますが、令和6年度の対比で101%の売上げがあります。これは先ほど議員がおっしゃられましたように、4,697万6千円という形になります。

委託に関しては、販売が前年比102%で、6,132万5千円となっております。この手数料に関しましては、商品によって異なってきますので、詳細については財団法人のほうの物販担当に確認する必要があります。

買取販売、道の駅が買い取って販売したものについては、前年比105%で、売上げとしましては6,514万8千円。

酒が前年比105%を、1,696万4千円。

ごちそうラボのバウムクーヘンに関しましては、前年比90%の、1,089万9千円となっております。

ごちそうラボのカフェのところの発券機での売上げが、前年比129%の581万4千円という形になっております。

そしてテナント関係ですね、西村商店さん、横畠アイスさん、ブラン・アトリエさん、そこに関しまして、横畠アイスさんは前

年比 97%、西村商店さんに関しては前年比 109%、ブラン・アトリエさんに関しましては、途中で撤退という形になりますので、前年比が 38%

すいません、実績の売上げに関しましては、西村商店さんのほうが約 1 億円で、横畠アイスさんのほうが約 1,800 万円、ブラン・アトリエさん約 1 千万というような形になっております。

そのほかですね出店、道の駅に入って出店されてる方、アクセサリーとか売ってる方がいらっしゃると思いますが、そういったところでの収入であったりとか、自動販売機の手数料の売上げ、そういったものを合わせまして 3 億 8,663 万 4 千円というような売上げの実績という形になっております。

詳細につきましては、また 9 月の定例会のときにご説明をさせていただこうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

最後に言っていたその 3 億 8 千というのは、今までのトータルの意味の 3 億 8 千という意味なんですかね。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

そうです、道の駅での経済活動の売上げ、全ての売上げになります。道の駅の、財団としての売上げの部分、テナントとしての売上げの部分、出店者の売上げの部分、全てを含めて 3 億 8 千という形になります。

ですので、財団の収入というところであれば、また別の形になりますが、例えば、例えばテナントさんですね、先ほど申し上げました西村商店、ブラン・アトリエさん、横畠アイスさんからのテナントの収益に関しては、その使用料とか、あとは光熱水費とか、必要な負担をしていただくものを合計しまして、令和 7 年度は約 1,200 万円の収入となっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

大体収入分かりました。ただ、言いにくいというか出しにくい
というか、テナントに入っているものはそれぞれ一律ではないと
思うんで、その内訳も欲しかったですが、それは、言えれば言
っていただきたいと思います。どうですか、分かりますかね。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えさせていただきます。

えっとですね、細かな収入が手元にはないですが、テナントの
使用料に関しては、レストラン、ベーカリー、ファストフードと
いうことで、それぞれ条例の中でですね、1平方メートル当たり
の単価というものを決めております。

また町内事業者なのか、町外事業者なのかによって単価が変わ
っております。それに合わせまして、売上げの4%をいただくとい
う契約になっておりますので、また詳細についてはですね、ま
た改めてお知らせさせていただきます。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

あのね、これなかなか計算するのも、ちょっと時間がかかります
ので、それから詳細については、また後でということござい
ますので承知をいたしました。

それではその、先ほど質問の中でその経費についても質問をさ
せていただいたんですけれども、大体大まかな細かいところは分
かってなかったらいいんですけれども、大まかな感じでこれぐら
い、これぐらい、これぐらい要ってるというふうな。

特にその電気代が1千万ぐらいという話は聞いたんですけど、
それと人件費っていうのが一番よけ要ると思うんで、その辺のこ
とが少し分かっておれば聞かせていただいたらありがたいと思
いますが、どうでしょう。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

おはようございます。

細かい数字は控えておりませんけども、財団のですね、決算の

状況も踏まえましてご説明をすると、一般の企業でいう売上高、売上高、財団でいうと経常収益。経常収益についてはトータル、令和6年度と比較して0.1%減。2億600万と理解をしております。

この内訳は、先ほど課長のほうから説明をさせていただきましたけども、収益事業がメインですけども、テナント手数料、それから、おもちゃ美術館の入館料、あと道の駅内の言われている販売、それから外商。で、好成績だったものが販売、あそこの道の駅内で売っている販売と外商が上がっています。6年度のベースで比較してですね。

それから下がってるのはテナント料であるとか、それから、おもちゃ美術館の入館者数が下がったと。下がった部分をあそこの販売で補ったという形になっております。

で、あと一方で経常費用は、前年度と比較をしまして、ほぼほぼ同じで、営業利益、営業利益が970万ですので、売上高、経常収益が2億600なので、この差額が経常費用ということになりますので、また詳しいご説明は、またさせていただきますけども、ほとんどが人件費、それから、主なものは人件費、それから電気代、委託料などなどだというふうに理解をしております。

人件費については、やはり上がっていますので、6年度と比較しても上がってたというふうに記憶しております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。

970万、1千万弱ぐらいの利益が出たということで、今までのことからいくと一安心ですけれども、先ほど何回も申し上げますけども、3年間は大体が大丈夫なんですけども。これからのが非常に心配をされるわけです。

特にですね、今後、経営が心配されるということを申し上げますけれども、副町長がトップなんで、副町長にも聞きたいんですけれども。

今後ですね、経営を下げない。上がっていけば一番いいですけども、今までのことを、現状維持をずっと続けるという意味の中

からですね、課題とかですね、問題とかですね。そこの辺に抱えている、もちろんアドバイザーの方にですね、アドバイスをいただいているんではないかと思うんですが、何かそういう今後の課題というものがお気づきであれば、聞かせていただいたらありがたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。

課題、課題ということですが、先ほど少し触れましたけども、お客さん、年間平均して、3年間ですけども、30万人。レジ通過で30万人、ざっとです。ざっと30万人で、販売額、あそこで全部のレジで販売した額が4億円で今推移をしております。

これが今現状を言うと、やはり少しお客さんが減っているっていうのは事実だろうと。

7年度の決算で言いますと、まずテナントの手数料が減っているということは、テナントに来るお客さんが少し減ってるのじゃないかなと。それから、おもちゃ美術館への入館者数が減っていると。

ただ、道の駅内で売っている販売額は上がっているんで、お客さんが減っても、販売、1人の方が買っている額が上がっている、ということもありながら、今何とか販売額で4億円を維持している。

ですので、課題としては、やはり人に来ていただくっていうことを、これから、当初の目標が40万人来ていただきたいという目標でしたので、そこに何とか近づけたいという思いがあります。

あとは、費用、かかる費用に関しては、やはり人件費が上がっているということと、あと物価高騰なんかもあって電気代も、やはり心配なところだというふうに今、分析はしております。

やはりあの、3年目、議員おっしゃられるように、3年目の4月はお客さんがやっぱり、減ってきておりましたけど、5月は昨年度とベースと比較しても、販売額も入り込み客数も増えてましたし、いろいろその年の、例えば連休の日数であるとか天気であるとか、そういうのもすごく左右されますし、難しいところではありますけども、やはり課題としては、お客さんに飽きることな

く来ていただくということをやっぱり、何か施策を打っていくということが必要だろうと感じています。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。

私も個人的に経営者の端くれといいますか、はちきんの経営を担ってる 1 人でございます。

そこで非常に、「はちきんの店」もですね、この経済の中で、生産量とかですね、お客様を増やすとかという意味で努力をしてまいりました。それは 1 つは経費を削減する、要らない経費は削減するというのと、あと売上げを上げると。そうすると利益ができるという単純な計算なんです。

そこで、私たちの「はちきんの店」でもですね、人件費の問題が非常に大きくて、例えば、時間的にここは店員さん 1 人でいいよねっていう部分が、2 人でやってた経過があって、店員さんには気の毒なんですけども、午前中は 2 人やけども午後は 1 人でやってよと。大変抵抗があったんですけども、それで OK をしていただいて人件を減らしていく。

そして、本店でもですね、東京のほうに送ってた荷物があったんですけど、だんだん減って、その専門の子が、店員がおったわけなんですけども、それはもう切り捨てて、減してと。人件費どんどん減らす。それから家賃収入が、高知のテナントがあったんで高いので、そこに安くせえということで安くしてもらったりですね、そういう経営努力をする。

さらにはですね、売るものについて、売るところを広く構えて買ってもらう、いわゆる売上げがいる。

こういう努力をしてきて、今年は幸いに黒字が、かなりと言うたら申し訳ないですけども、努力の結果が出たということで出ているんですね、「はちきんの店」でも。そういった努力がこれからの課題として、道の駅にもですね、かかってこようかと思います。

副町長のほうも承知のことだと思って努力をさせていただいておると思う、していただいております。課題と言って

はそれというふうに思います。

ただそれを、道の駅が具体的にどうしていくかっていうのが、今、探し探りの中の状態だと思うんです。

そこで役立っていただきたいのは、アドバイザー。成沢さんですよね。そのために成沢さんを雇ってるのではないかと思いますので、今、その成沢さんがアドバイスをしていただいている内容をですね、ちょっと具体的に教えてほしいと思いますのでよろしくをお願いします。

議長（松浦隆起君）

産業振興課長、下八川君。

産業振興課長（下八川久夫君）

お答えいたします。

今ですね、道の駅の財団のスタッフが中心になりまして、佐川ジャンプアッププロジェクトとしまして、道の駅の認知度を上げる、売上げを上げる。あと、バウムクーヘンの認知度と、売上げを上げるということを目的にしまして取り組んでおります。

アドバイザーの成沢さんとは、Webミーティングを月2回実施しております。そのうち1回は、ゲーミフィケーションの理論を学ぶ勉強会で、道の駅の職員全員参加して、基本的なところを、学んでいる。もう1回は、データ班によりまして、道の駅のデータの整理と分析を行っております。

ゲーミフィケーションの理論を学ぶ勉強会では、そもそもゲーミフィケーションとはどのような理論なのか、人間の行動原理や欲求、属性はどのように分類されるかなど、基本的な事項を学びまして、ゲーミフィケーションを活用した成功事例であったり、道の駅との競合比較などを今後行っていくという形になっております。

データ分析に関しては、売上げや商品などのデータを誰が見ても分かるように整理をした上で、グラフにするなど見える化に取り組んでいるところです。

今後はデータ分析を基にして、ゲーミフィケーション手法を用いた企画を実行していくという形になりますが、現状ですね、道の駅に来ている、今、道の駅が保有しているデータの中では、道の駅の利用者が、どこから、どのような目的で、誰と来たか、滞在時間とか満足度、そういったものが分からないということもご

ざいますので、そういったことができるクロス分析はできないという状況になっているので、的確な企画立案ができないということです。

ですので、そのゲーミフィケーションをとおして実施している中で、財団のスタッフのほうからアンケートを実施しようという話が出てきまして、現状ですね、道の駅でそういった利用者のアンケートを実施をしているところです。

1回目は5月30日の土曜日にありまして、2回目を6月5日の金曜日に実施して、現在200名のアンケートを活用、集めております。目標は1千件ぐらいをまず集めろう、というところで取り組んでおります。

成沢氏には、このアンケートを実施する際のフォーマットっていか基本的な、こういう形でやれば大丈夫というような、アンケートのひな形をいただいたり、それをさらに改良したものに対しての意見をいただいたりということと、データ分析する際の入力フォーマットのほうの提供をいただいたりというようなことをしていただいたり、あとはデータの見える化の部分に関しても、どのようにしたほうが見やすいのかというアドバイスをWebミーティングでいただいたものに対して、スタッフのほうの手直ししたものを送ってそのやり取りをしながら、見える化を、よりよくするためのアドバイスを随時いただいているというような形になっております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。

心配をしておりましたのは、成沢さんという方が、どんな、どういう経歴でどういう力を持ってるかっていうのは、まるっきり私たちは知らない、未知の世界の力なんです。

すごい大きな企業の経営を立て直したという実績もあるようでございますけれども、道の駅についての、そんなことやったことがあるのかっていう、私、質問したら、ちょっと分かりませんということで聞かされておりましたので、心配をしておりました。

それはなぜかという、どこの職場も同じだと思うんですけれ

ども、店員さん、職員さん、そこに関わる人が一生懸命その仕事を愛して、努力して、汗かいて、泣きもってでもやる。その信念がないと、どの組織もよくなならないというのが私の考えで、道の駅もいくらデータ分析をしても、こんなこと、こんなことをお客さんがあるき、こういうことがえいですよって出ても、中で働く人はそのことに一生懸命になり、佐川愛っていうものを含めて、まきのさんの道の駅を、佐川の発展のために一生懸命頑張るのだという気持ちを持たなければ、いわゆる「仏を作っても魂入れず」ということになってしまわないかという心配をしておったんですけれども、先ほど聞きますと、店員の働く意欲についてもアドバイスをいただいているというふうな話なんで、大変うれしく思ってます。さすが大きい企業を建て直した力がある成沢さんだということで、今は新たにですね、目からうろこだということの思いがあります。

そういった形ですね、ぜひ、多分1年間の契約だと思うんですけども、1年間成果が出るようにですね、努力をしてもらいたいと思います。

そういうことの考えでやればというふうな思いもありますけれども、副町長、私の考えはちょっと古すぎる、浪花節やないか、というふうなこともあるかも分かりませんが、それで私の意見に対してどうですかね。意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

副町長、田村君。

副町長（田村正和君）

はい。お答えをさせていただきます。

中村議員がおっしゃられているように、職場でやっぱり働く職員の意欲っていうのは、非常に重要だろうと思っています。私もそういうふうに感じております。

今、成沢さんと打合せもやっておりますけれども、職員も積極的に参加をしていただいておりますし、非常にいい雰囲気というか、皆さん、職員が前向きに、とにかくポジティブに物を考えて、今いい関係で取り組んでいただいているというふうに感じておりますので、そこは財団法人に限っては心配をしておりませんので、少し見ていただければと思っております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。

やっぱり先ほど言ったように、副町長も同じ考えだと思います。組織は人なりといいますので、人が本当に気持ちを込めて働かないと、組織よくならないというのは原点でございます。

それでですね、さらに申し上げておきますと、そのことです。ね、今度は佐川の町民に浸透していくということが大事だと思います。

私たち、「はちきんの店」もですね、道の駅とはちょっと離れ小島のような感じがしておりました。いろんな事件もありましたし、宮中さんもおらなくなっただすけれども、ある程度ですね、当初は、「はちきんの店」に直販の担当の、道の駅が、方が来てくれて、「はちきんの店」へ来てくれて、「どうですか、こんなものが売れる、売れるけど持ってきてくれませんか、どうですか」というのを、コミュニケーションをしようたんですよ。

ところが、あるときからぴったりなくなって、何でこんな品物が道の駅からはちきんの本店に返品で返ってくるろうと。新しい、まだ売れるやないかって思うものがということが、コミュニケーションがないからですね。妙に勘ぐったり、あれ、これ昨日出しちゅう日付で、今日、はや返品で返ってきたっていうものがあったんですよ。

けれども、そのコミュニケーションがあったときに、やったら、実はこうこうで1個、ちっちゃい虫が、ショウジョウバエっていうちっちゃい虫がですねあって、ほとんど見えないですけど、これはお客さんにいかんやろう、っていうことを言われて返ってきたりする。

そういうコミュニケーションが取っていけるようにならないといけないということで、話をしようたところ、この間、戸田君っていう職員さんがおりますね。戸田君が店に来まして、どうですかって顔を出してくれたと。

あっ、これは変わったなというふうな印象で、そういったキャッチボールをする、特に、今度は山中君が駅長になったんで、佐川の出身でもありますね、司牡丹に行きよったということもあつ

て、今度は佐川の企業さんなり、それから町民さんなりをよく知ってますので、そういったことを踏まえて、佐川の町民が行きやすい道の駅も、行きにくいとは言いませんよ今、行きにくいとは言いませんけど、ちょっと離れ小島に思ってる、私みたいに思ってる人が多いんじゃないかと。

だから、佐川の町民にも手が届くような場所であってほしいし、施設の中身も改良してですね。例えば、喫茶店をこしらえて、そこにコーヒーを飲みに行くだけでも佐川の町民が行けると、いうふうなことでやってほしいし、佐川の町民に行った人がある、調べたら5%ですかね、何か。すごい少ない人数でしたので、もっと常に行けるような道の駅にして、さらに発展を、また町外からも愛される道の駅につくってほしいということで、ますます期待を申し上げまして、私の道の駅に関しての質問は終わらせていただきます。

何か言いたいことがありますか。はい、どうぞ。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

すいません。

ちょっと一言、ちょっとだけ道の駅と関連がございますので、ふるさと納税の増額とですね、財団の収益増、収益がちょっと落ちてきている状況もありますので、これから実施を予定しております事業につきまして、情報共有といいますか、取り組みについて少しご説明をさせていただきたいと思います。

今年の3月にですね、ふるさと納税の先進地であります、北海道白糠町のほうにですね、担当職員とふるさと納税の取り組みにつきまして、視察に行かせていただきました。

具体的な取り組みにつきましては、様々な勉強をさせていただきました。

白糠町につきましては人口約7千人の町で、佐川町より人口が少ない海沿いの町ではありますが、ふるさと寄附の受入額は約220億円で、全国トップレベルでございます。

私が視察させていただいた中でですね、非常に可能性を感じたのが冷凍食品でございます。白糠町の返礼品の中で特に人気となっているのが、エンペラーサーモンとイクラで、いずれも冷凍で

寄附者にお届けをしている状況でございました。

当町、佐川町におきましても、冷凍のカツオのたたきが非常に人気であります、冷蔵のカツオのたたきが非常に人気であります、冷蔵商品であるために消費期限が非常に短くて、遠方の一部地域にはお届けできない状況であります。

このような課題は、カツオのたたきだけではなくですね、地域の農産物でありますとか、特産品、加工品など、様々あるのではないかと考えております。鮮度の維持の限界によるフードロスや所得機会の創出など、冷凍設備を整備することで解消される課題もございます。持続可能な地域経済の構築につながると考えております。

この冷凍設備に関しまして、冷凍設備の性能、規模、汎用性など、様々な視点で検討した上で、前向きに進めていただくように担当課にも指示をしているところでございます。

これをですね、進めることによって、財団の収益の増、そしてふるさと納税での増にもつなげて、佐川町を活性化させていきたいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これを言わせていただきました。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

大変ありがとうございます。

冒頭申し上げました、誠意あるお答えの誠意だというふうに受け止めさせていただきました。

私も同感で、はちきんでもですね、農産物で、ヤマトで冷蔵で送るんですけども、例えばね、タケノコのゆがいたやつ。冷凍で送るんですけども、非常に鮮度が落ちやすい。技術的にも冷蔵っていう技術が行くならば、そういうのをかなりストックをしちよいて、ふるさと納税にすると、佐川の産物として高知県、特にタケノコっていうのがですね、ちょっと表に出るような機会もありますし、そういうのも大変いいと思いますので、えいことを聞かせていただきまして、非常に努力をしていただくことに感謝を申し上げます。

はい。もうあとは構いませんか。はい。

それでは、道の駅は以上にさせていただいて次、黒岩地区のですね、柳瀬川の改修について質問をさせていただきます。

この問題はですね、前回、前々回と議会で質問をいたしましたので、大変重複をする部分があるとは思いますが、それを承知でですね、質問をさせていただきます。

このことも申し上げましたが、この柳瀬川の河川改修につきましては、5号台風によりまして、50年の、昭和50年の5号台風によって、激甚災害という指定を受けて、上から順番に工事ができていたわけですが、諸事情によりまして、下の6キロ、6区間が未整備になっておるということでございますけれども。越知町の下からですね、だんだん工事が始まってきております。

けれども、予算がですね、2億前後ということで非常に少ないということで、このままではですね、100年以上かかりやせんろうかというような、地元の心配があるということと、この質問をしたときに、町長はそれでは陳情に行こうぜよという声をかけていただいて、17日ですかね、行くようになっていること、大変前向きに動いていただきまして、感謝をこの場を借りまして感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そこでですね、その陳情の内容をですね、少し聞かせてほしいというふうに思っております。

どのような形で陳情をするのかということですね、具体的に確認をさせていただきたいということでございますが、まず最初に、この工区というのはですね、私は大体でもう今までに、情報で聞くだけの話ですけども、130億から150億ぐらい、全区間やると、かかるってということで承知をしていますけれども、その認識でよろしいか、まず、お聞かせ願いたいと思います。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

お答えいたします。

全体の事業費ですが、現在ですね把握しているのはですね、約110億円というのを把握しております。

ただ、これからですね、最近の物価高騰でありますとか、人件費の高騰がありますので、多少の上振れはあるかもしれませんが、今現状では、110億円と把握しております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

110 億円、6 キロ区間がかかるという予想でおる。物価高騰でおそらくこれより安くなることはないと思ひまして、それを前提に話を進めてまいります。

前町長が平成 28 年、8 月の 26 日に陳情に行つてですね、その時には 15 年以内に工事を完成をしてもらえますようお願いしますということで、陳情に行っているようでございます。

それから、かなりの年数が経ちますけれども、短くなる傾向が一向に見られないということで、今回の私の質問、前回の質問、前々回の質問。

町長のお答えに、陳情にそれなら行こうぜよという形になってのことで、110 億円の総予算がかかる、経費がかかるということでございますので、これをですね、先ほど言った、前町長の言った 15 年で何とかしたいというこの要望してるんですけども、今回の陳情でですね、どういう気持ちでこちらが県に陳情に行くのか、110 億円、今までどおりをちょっと増やしてよ、って行くのか。この前町長の言われた 15 年で何とかしてよ、ということについてのもの、基礎の数字があるんですが、今回、この行く場合にはどういう設定で陳情に行かれるのか聞かせていただきたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。

その前町長の 15 年というのは、私も聞いておりませんので理解をしておりますが、今回の陳情につきましては、佐川町独自で行くということで、土木部長のほうに高知県の、要望活動に行くようには計画をしております。6 月 17 日でございます。

要望の内容としましては、被害の状況、今までの被害の状況の写真とかを見せてですね、こういった状況になるよと。仁淀川の本流が増水すると、柳瀬川にバックがかかり、増水して被害が出るというような状況も、孤立する集落も出てくるというような状

況を説明させていただいて、これが改修されることによりまして、孤立する集落もなくなるだろうということとですね、これはちょっと平野地区はですね、いい耕作地がありますのでですね、そういったところで、今稲作だけではなくてですね、園芸作物とかですね、そういったことにも転換して、人口減少にもつながるんじゃないかという意味でですね、早く完成をさせていただきたいという要望をですね、させていただきたいなと思ってます。

中村議員にもその思いがあると思いますので、その丈を土木部長のほうに思いきりぶつけていただければ。向こうがどういう判断をするかはちょっと分かりませんが、なかなか毎年ですね、年に数回、県、県議会、高松の四国地方整備局、そして国の国交省、財務省のほうにも要望活動には行っております。

仁淀川流域の期成同盟会のほうにも、佐川も入らせていただいでですね、連携して河川の改修は非常に重要な、人命を守るための重要なことであるということですとも伝えてですね、財務省のほうにも、お金を握ってるのは財務省ですので、財務省のほうにも伝えております。

分かりましたという、回答は毎回いただいておりますが、なかなか県に下りてくるお金がどうなるかというのは、なかなか理解はまだ私、詳細については理解はなかなかできませんので。

それから県のほうからですね、柳瀬川のほうに、配分されるというのは聞いておりますが、微増ではありますけどちょっとずつは増えておる状況で、15年以内に、今度の要望のときにもですね、前町長の思いを、中村議員のほうに伝えていただければいいんじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

かなりプレッシャーをかけていただきましてありがとうございます。

この問題はですね、非常に、私自身も黒岩の支所に長くおりましたので、大変心配して現状を見る中で取り上げさせていただいておるんですけども、早期にこの区間が完全に仕上がるのが望ましいというふうに思っているのは、町長も同じで陳情していると思うんですが、早期に言っておいたらどれぐらいぜよという

ことになろうかと思うんで。

例えば、設定をしておきましょう。今まで2億前後っていう予算がですね、ついてきてるんですけども、10億、10億をくださいやっという具体的な案を提案すると、例えばの話を。すると、10年か11年、110億って言われてましたので、11年、10年ちょっとで完成ができるので、例えば10億ということに設定をして話を進めていきますと、問題がおっきく分けて3点ほどありますけれども、まず2点ほどお伺いをしておきたいと思います。

この10億っていう事業にもし、年間になるとですね、その業者っていうのはですね、できる業者、ランクづけの業者が指定があると思うんで、その業者が、ここの近隣でできるのか、できる業者がいるのかという問題と、もう1つ、10億という事業になりますと、中央西土木の越知の事務所は事務所内にあると思うんですが、これは人が足らんということになってこようかと思うんですよ。

その2つが私の心配するところなのか、問題があるのか。それをちょっと課長のほうに聞かせてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。それではお答えさせていただきます。

まず、10億円、仮にですね、ついた場合のですね、業者の契約の問題ですが、中央西土木の越知事務所のほうに確認いたしました。

それによりますとですね、県の一般競争入札におきましては、県の要綱によりまして参加できる業者のランクの基準を設けておりまして、一定以上の大きい金額、これ基本的に2億円ですが、2億円を超えますと、Aランクの業者になるということです。

今、高吾北管内にはAランクの業者1社しかございませんのでですね、その大きい金額を1回発注すれば、その地元の業者が受注できなくなるというのは、そのとおりだと思います。

ただ県といたしましてはですね、地元業者にできるだけ受注していただきたいという思いがあるということで、その現場条件に一定左右はされますが、この事業を区分けにするとか、してです

ね、できる限りの工夫をして、地元の業者が受注できるような体制を取りたいというふうに考えておるといことでお聞きしております。

なおですね、今現在の令和 8 年度の発注状況につきましては、令和 7 年度からの繰越予算を活用しまして、7 千万円程度の工事を 3 件発注しておりまして、これ全て、高吾北管内の業者に発注しておるとお聞きしております。

以上です。

あとすいませんもう 1 点、次、越知事務所のですね職員のマンパワーの話につきましては、ちょっとそこまでの詳しい、ちょっと話はできておりませんので、またもう 1 回、その点につきましてはお聞きしてですね、回答させていただきます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

例えば、もし 10 億円という要望したときに、現状できんやないかこう言われると大変、何の陳情してるか分からないといことで、原点は、何とかあの区間を早く済ますというのは、これが一番の原点です。

というのは、予算をもらって来ないかんし、予算どっさりもらってきてもできんやったら、地元が優先できんけ、お金もらってこんっていうのはおかしい話で。早くするっていうのが原点ですから、それで経費をいただいて、早く済ますいうことを進めていくということが大事だと思います。

それで、もし職員が足らなければ、土木事務所の職員が足らなければ補充をしてもらって、それでやっていくのが早くやるということの原点でございますので、ぜひ、そのことも要望の中に入れていただくということが大事だといふふうに思っています。

けれどもなおかつ、それでもお金難しいよねっていうことがあるかもしれませんので、ちょっと表を出していただきましょう。

ちょっと見にくいですがけれども、これが 8 年度のですね、土木の予算です。

土木予算ですので、その中の、河川というのがですね、右側の 2 番目にありますよね、8.8%。これがですね、いわゆる河川に使

える高知県の予算のパーセントです。そしたらこれ幾らかと言いますと、大体 90 億円が 8.8%になります。

それを確認していただいて、次の表をお願いします。

これですね、ちょっとこれも細かい、もっと上げてくれる。

自分が丸をつけてたのはあれ消したんかな。ありますよね。

この丸をつけているところに、見ていただく、もっと大きくしていただくと、90 億円、90 億円何ぼというような数字が出ますけども、それが、河川の予算ですけども、いわゆる 8.8%。

なおかつその中に、ずっと下げてくださいますと、はい、40 億というのが見えてきましたね。河川改修にかかるのが 40 億。これが 8 年度の県の予算です。

いわゆる 90 億あるけれども他のダムとかですね、いろいろに使わないけませんので、本当に純粋に河川改修に使えるという金が、40 億円かし、県の予算では 8 年度はないんですよ。

それを確認した上で、10 億という先ほど金額を言いましたよね。これはですね、なかなかハードルが高いっていうのは、現実の数字です。

町長も、はっきり予算というのはどれぐらい組まれているのか、ちょっと把握してないって言われましたので、この数字を見ていただきましたんですけども。

このハードルを越えて 10 億の要求をするっていうのが非常に難しいのが現状ですが、これを枠を大きくしていただくことが、いわゆる 40 億の中に、潜り込ますけれども、この枠を 40 億、50 億にさせていただくことによって、この柳瀬川の河川改修の予算を取っていくというのが、今度の陳情の大きな目的になろうかと思います。

そこでですね、県単純の今年の予算では、国を通じて来るお金が少ないんで、ここの金額も少ないですけども、来年度の予算に国の中からお金を入れていく金額の枠を増やしていただいて、50%県負担ができますけれども、それでも頑張ってください、ここの枠を増やしていただける陳情が、根本的な考えになろうかと思うんですが。

ここまでちょっとお話をしましたが、町長、これ私の考えちょっと間違うちりますかね、ここはあの難しいハードルやけんどやらないかんと思っていただけるのか、ちょっとそれを聞かせて

もらいたいと思います。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい、お答えさせていただきます。

この予算書の中でですね、40億の中でですね、なかなか10億円の獲得というのは、なかなか25%、30%近い予算をもらわないかんということです、なかなかそれは厳しい状況ではあります。可能性はゼロではないと思っています。

中村議員の言うようにですね、国から来るお金を増やしてもらうことが一番だと思っておりますので、その辺もですね国のほうにも、財務省のほうにも言っておりますので。県も一緒に言っておりますので、やはり要望を続けていくことが継続してですね、大切じゃないかと思っております。

今、基本は国から来るお金がですね、県のほうに来るお金を増やしていただく。40億、50億、60億にさせていただいてですね、少しでも予算を増やしていただけることが一番じゃないかと考えております。考えは中村議員と同じでございます。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12番（中村卓司君）

はい。そこでですね、そのパイプを大きくしていただいて、この金額を増やすことは、10億に対して、限りなく近づけるということでございますが、そしたら、その気持ちになっていただかんといかんわけですよ。県なり、国なりが。そこで、これは先ほど町長が何で黒岩地区にこの河川改修が必要なかっていうことで、少し触れていただきました。

私もそのことを言おうかなというふうに思っていましたけれども、物語がいるんですよ、この、おっきい陳情には。なぜそれが必要なのか、という物語がいる。

この間、日高の大きい隧道の何百億というお金を、国がやったんですけども、その陳情の背景にはですね、日高村の事情というものがあるって、特に人的災害があるということもあったし、それを軽減する。それで地域の経済をですね、発展をさすとかですね、

先ほど町長が申し上げ、少子高齢化に対してですね、対応すると。

こういった問題をダイレクトに解決するために、この事業が必要ですよと、いうことによってお金が生まれてくるというような説得力をないと、なかなかですね、できない。ということは今度、中村卓司が行ってちょっと県に強うアピールせえよと、それだけではですね、なかなかできんので、これは 17 日に行く前にですよ、打合せをしてですよ、誰がどんなことを言って、どういうふうな内容で言うかというものを、ちょっと話に聞くと、その当日の午前中でも打合せをしようぜよっていう話をしているらしいんですが、それではですよ、こんなその熱い思いが伝わらんとするんですよ。

手前にですよ、17 日の手前に、1 日取って、陳情団の人のメンバーみんな集めて、こうやるぜよっていうことの作戦会議をしてから行かんと、とても熱が伝わらないと思うんで、ぜひですね、手前にちょっと熱い会をしてほしいと思います、いかがですか。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。

私も課長のほうからですね、陳情の日にはちょっと打合せをしてから、要望活動に行こうということは話を聞いております。

中村議員のおっしゃるその、前日でも前々日でも、その予定、ちょっと予定がまだ未定ですので決まっておりますが、それはまた課長、担当課のほうとも協議をして、連絡させていただきたいと思いますが、その熱い思いを伝えることは本当に大事だと思っておりますので、ぜひ熱い思いをぶつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程については、また協議をさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

中村君。

12 番（中村卓司君）

はい。ありがとうございます。

やはりね、何事にも熱意が必要で、それが通じて初めて物が動くということでございますので、ぜひですね、1 日会を取ってい

ただいて、日程的にも、こともあるかも分かりませんが、このことはもう将来、佐川町にとって50年、100年の、課題が解決するか、せんかにかかっておりますので、ぜひ、会を取っていただくことをお願いを申し上げまして、私のこの場の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、12番、中村卓司君の一般質問を終わります。

ここで、10時25分まで休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時25分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、8番、宮崎知恵子さんの発言を許します。

宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

先ほどの中村議員の熱き思いを受けまして、私も、その思いで頑張っていきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、5つの質問をさせていただきます。

8番議員の宮崎知恵子でございます。

先日、佐川町国民健康保険条例の一部を改正する専決処分で、子ども・子育て支援の納付金を加えるとの報告がありました。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

子ども・子育て支援についてお伺いをいたします。

国民健康保険の公的医療保険に上乘せして、徴収される子ども・子育て支援金による住民負担増と内容の説明をお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからはですね、子育て支援制度の趣旨とか、そういった説明をさせていただきたいと思います。

この子ども・子育て支援金制度につきましては、国が新たに創設される制度でございまして、少子化、それから人口減少を日本が直面する最大の危機ということで捉えて、令和５年に閣議決定された「こども未来戦略」に基づいて、令和８年度から段階的に構築するということで、国の説明がっております。

この支援金制度につきましては、社会全体で子供子育て世帯を応援していくために、ご高齢の方や事業主の皆様を含む全世代、全経済主体から、医療保険料と合わせて所得に応じて拠出をいただく制度ということになっております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

８番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

またですね、被保険者の負担増はどの程度になっておりますでしょうか。

物価高騰が家計を直撃しており、さらに住民負担を強め、独身料とも言われる本制度を町として住民に対し、その妥当性をどのように説明するのかをお伺いいたします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

それでは、宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど議員もおっしゃられましたとおりですね、この子ども・子育て支援金については、保険料と合わせて負担をいただくということになっております。

そこで、被保険者の負担はどの程度かということですが、町として把握ができております国民健康保険と、それから後期高齢者医療の保険について申し上げます。

まず、令和８年度の佐川町の国保では、１８歳以上の被保険者で試算をいたしますと、１人当たり保険税額が３,１４７円。月額で平均をしますと２６２円となっております。

後期高齢者医療につきましては、高知県後期高齢者医療広域連

合の試算結果を見ますと、1人当たりの保険料額が1,884円、平均月額が157円というふうになっております。

なお、このそれぞれの額につきましては、あくまでも令和8年度の平均の数字、かつ試算でございますので、実際の世帯の所得等によってですね、増減があるということをご承知いただければというふうに思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうからも少し説明をさせていただきます。

独身税というお言葉がありましたので、その点につきましても、少し説明をさせていただきます。

この子ども・子育て支援金につきましては、制度にですね、批判的な意味合いで独身税というふうに表現されることもあるようですけれども、独身の方のみに負担をしていただくというものではございません。

この支援金により拡充される給付を受けるのは、確かに子育て世帯ということになりますけれども、拡充された給付によって育った子供たちは成長して、やがて社会保障制度の担い手になります。

先に説明しましたとおり、この支援金制度は、社会全体で子供子育て世帯を応援していくために、独身の方やご高齢の方、事業主の皆様を含む全世代、全経済主体から保険料を、医療保険料と合わせて、所得に応じて拠出いただく制度になっておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

今、住民課の課長からお話をいただきましたけど、令和8年度は262円でしたかね、徴収ということですが、10年間、10年まで、やっぱり少しずつ遡るということですが、増額されるということですかね。満額になるのには、10年ということでしょうかね。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

議員がおっしゃられたとおりですね、令和8年度があくまでも262円という形で、こっちは国の試算、しかも令和7年3月時点の試算ですけれども、国の試算によると、国民健康保険を例に取りますと、8年度が250円、9年度が300円、10年度が400円という形で、少しずつ上がっていくということで間違いありません。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

えっとですね、子供子育て関連事業につきまして、事業の総数及び、総数事業費はどのようになっていますでしょうか。

その財源として国費、県費、町費はどうなっているのか。

また、子供子育て関連は、主としてどのような成果を目的として実施していますでしょうか。

これは今、先ほど答弁をいただきましたので、この件については、よろしいです。

またですね、政府の適正化と財政健全化を進めるために、各事業について事業の見直しや廃止を行っているのかということ。昨年ですね、12月にも田村議員のほうからも質問がありましたので、これまでに事業の廃止、削減を行った実績があるのであればお伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

子育て世帯の世代のですね、制度の予算等につきまして、ご説明をする前に、まず、この子ども・子育て支援金制度につきましては、国が示しております、国が進めるですね6つの制度についてのみ、適用、充当できるということでございまして。この部分につきまして、少し説明をさせていただきますと、この6つの制度、仕組みについてはですね、まず1つ目、児童手当の抜本的な

拡充、令和6年10月から高校生世代までに延長されているとか、第3子の金額を増額したというものでございます。

それから、妊婦のための支援給付ということで、出産・子育て応援交付金、国が進めるものでございます。

それから、この4月に全国で始まりました、こども誰でも通園制度。

そして4つ目に、出産後の休業支援給付。

5つ目に、育児時短休業給付。

そして6つ目に、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置ということで、これらの子ども・子育て支援金については、国が進めるこの6つの制度に適用、充当されるということになってます。

佐川町ですね、子供子育ての支援の事業につきましては、こういった児童手当もありますけれども、全体はなかなかちょっと今、手元に数字がございませんが、佐川町の独自ですね、子育て世代の、向けの支援をしております。

これは妊娠28週目以降の出産準備支援給付金であるとか、保育、小中学校の給食費の無料化、そして、医療費助成の18歳、高校生世代までの引上げ、そして、第2子以降の保険、保育料の完全無料化ということで、その金額、かかる予算額としては年間数千万円規模ということで、年間支出しております。

そしてですね、事業の見直し等に係る部分につきましては、もちろんその子ども・子育て支援の制度も含めまして、毎年予算編成方針に基づいて、無駄なものがあるかどうかも含めまして、事業内容や予算額について見直しを行っております。

一方で、令和6年度に策定いたしました、この「佐川町子ども・子育て支援事業計画」第3期になりますけれども、ここでですね、子育て世帯に対して行ったアンケートでは、少子化対策への考え方として、「子育てや教育にかかる費用が抑えられるような取組を進めるべきである」といった回答が最も町民の方、多くですね、全体の約6割に上っております。

町といたしましては、子育て世帯の経済的負担の軽減策としてだけでなく、これから結婚や出産を考える世帯に向けたメッセージとしても、今後とも町独自の子育て支援策、こういったものの拡充を図っていくことは重要だというふうにも認識をしております。

す。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

それは国から送られてきた金額とかいうのは分かりますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えをさせていただきます。

子ども・子育て支援金につきましては、先ほど住民課の課長も申し上げましたが、様々な主体からですね、いただいて、その国のほうが納めるような形になっています。

市町村に下りてくるお金といたしましては、先ほど申しました児童手当の拡充部分であるとか、いうところの経費に充てられるということでございます。

金額総数につきましては、今、手元にございませんが、例えば住民 1 人当たり幾らという下り方ではなくて、その事業に充てられる充当財源として、ということの考え方でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい。分かりました。

また詳細が分かればお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先日、議員懇談会や、町民の子育ての方の中でも、給食費無料化への疑問はありました。

今後、自治体の財政負担が増え、町の税金で負担する必要があるなら、給食費は私たちで払うので、重点支援を優先すべきとの声も上がっておりました。

そこで、独自の子育て事業及び予算の報告をお願いいたしますということでございましたが、既にいただきましたので、はい、割愛させていただきます。

町としての方向性とか考え方はよく分かりましたけれども、私としては、本当に幸福を実感できるまちづくりを実現したいと思っています。

今の政治は、国も自治体も給付金の支給ばかりをして、何かをもらうのが当たり前の風潮をつくっているのではないのでしょうか。

ここで、先日、高知新聞のオピニオン投稿を紹介させていただきます。「野ガモにならないために」という演題で、高知市の松岡友子さんという方の投稿でございます。

「イランでの戦争でホルムズ海峡が混乱する中、政治の補助がなければ 200 円台に突入しているらしいガソリンを、私たちは 170 円で入れることができ、平和な日々を送っています。このニュースを見て、ある話を思い出しました。デンマークのある老人が、渡り鳥である野ガモに餌を与えていました。寒い冬が来ても定期的に餌がもらえると、次第に野ガモはぶくぶくと太って、渡り鳥の習性を失ってしまったのだそうです。ある時、その老人は亡くなり、野ガモは解けて流水で溺れて死んでしまいました。この話を、様々なことに教訓を与えてくれると思います。世界各地で起こっている戦争に対しても、自分たちの平和を享受して、危機感を感じない国民ではいけません。また、教育無償化や給食費無料は、今の子供たちが親世代になった時代にも、続けられる保障でしょうか。日本人として、また一国民として、しっかりと地に足をつけて明るい未来を考えたいですね。」という内容でございました。

この投稿を私は見まして、保障や無償化もしっかりと考えていかねば、と深く考えさせられました。

今の子供たちが親世代になったとき、継続できない保障を与えていくということが、本当に子供たちのためになるのでしょうか。保障、保障で国民本来の力が減退し、自分たちで生きていく力を失うようでは、本当の愛とは言えないのではないのでしょうか。子供の立場から言えば、親が一生懸命働いて学校に行かせてくれた姿を見ることで、真剣な努力や恩返しにつながっていたと思います。保障が当たり前になり、感謝の心がなくなり、なるのも問題だと思っています。

結局、財源は国民が払った税金や社会保障なので、国民の使えるお金は結局減ってしまいます。行政も無駄をなくして、本当に

必要な仕事に絞り込み、べきだと考えております。

結局、この子ども・子育て支援金というのは、実質的な私は増税ではないかと思っております。取って配るを拡大する制度であり、若い世代の手取りを減らす仕組みになると思います。

30 年以上少子化対策をしても、出産数は減少する一方でございます。支援の拡大イコール少子化対策とは限りません。町として状況を把握し、しっかりと町の運営を考えていただけますようお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2 問目の質問でございます。

教育におけるデジタル化について、お伺いをいたします。

佐川町は 2019 年から A I 型タブレット教材を採用しており、ホームページでは「ミライシード」や「ロイロノート」など、A I 教材を活用することで、授業を個別最適な学びと、協働的学びを推進することができると書かれております。

また、サカワークとして佐川町の教育委員会が作成したオリジナルの副読本、タブレット端末をとおして、町の歴史、文化、自然、産業を学び、佐川の未来の授業で活用していると思います。

そこで、教育全体に占めるデジタル教材を使用した教育の割合は、どの程度に活用しておりますでしょうか、お伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

割合ということですが、まずどういうものをですね、使っているのかということをご紹介します。

町立小中学校において使用しております、デジタル教材の主なものにつきましては、まず小学校の 5 年生以上で、国から教科用図書を補う形で、算数、数学と、英語のデジタル教科書の給与を受けております。

次に、ふるさと教育用の副教材、サカワークの学習を深めるためのデジタル教材として、サカワークデジタルとサカワークプラスを使用しております。

次に国語、算数、数学、理科、社会、英語における学習の習熟と習熟状況の確認に合わせて、それぞれの子供さんの進み具合に

合わせてリードをする個別最適化を目指して、さらには教員の業務改善と、副教材費についての保護者負担減も考えまして、ベネッセ社の人工知能型の教材「ミライシード」を導入しております。

子供同士、それから教員とのコミュニケーションと、コミュニケーションを進めるためのツールとして「ロイロノート」というものも使っております。

この使用の頻度、度合いにつきましては、デジタル教科書とサカワークデジタル、サカワークプラスの使用を、それからロイロノートの使用等は授業の内容に応じまして、紙の教材を補う形で適宜使用をしております。

また、ミライシードにつきましては、各校、各学年により若干の差がありますがけれども、授業中と家庭学習で、学習の習熟と習熟度合いの確認を中心に活用されております。

ただし、これは、ドリルやワークブックなど従来の紙の教材ですね、あれとの使い分けについて各担任が十分習熟をしていない状況も見られますので、明後日、操作と活用についての研修を実施することとしております。ということですので、割合何%という性質ではございません。

はい、以上概況でございました。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい。分かりやすい答弁をありがとうございます。

分かればですね、導入前と導入後で、その子供たちにどのような変化があったか、分かればお伺いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。お答えをいたします。

このデジタル教材の導入と活用につきましては、現在進行中でして、成果をですね、学力検査等で特定するところまでには行っておりません。

これを年々学力の定着状況を見るためにですね、町内各校で実施しております、標準学力検査を副教材のミライシードと連関を

させるとか、いうようにしていけばですね、ベネッセ社の学力検査に変更してですけども、こうすると測ってみることができるかなというようなことは考えます。

また、サカワークとデジタルの効果につきましては、紙の教材であるサカワークを深める形で、令和3年度から3年間の取り組みで、町立小中学校の児童生徒の佐川の自然、文化財、偉人に対する認知度が飛躍的に向上しておりまして、佐川町で住み続けたい児童生徒が平成30年の14.9%から、令和6年には42.5%に増加するなどの成果が明らかになっておると。これに貢献をしているものと考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

はい。答弁ありがとうございます。

佐川町では、紙ベースを中心としてそれに補うような形で、という使い方をしているようでございますね。はい。

統計的にミライシードなどで統計を取るというのも大事なことでないかな、というふうに今お伺いをしておりまして。ぜひ、またそういう方向で進めていただきたいと思います。

えっとですね、実際に現場のほうでは職員の業務効率化の部分で、職員の採点、集計業務の負担が軽減され、その結果、生徒指導や、授業準備に時間を使えるようになった、という声もお伺いしております。

I C T機械の管理や、管理や対応が増えて、職員の負担が大きいという声も聞いております。さらに子供のデメリットも大きく、手書きの機会の減少で漢字を書く力や、記憶を定着、記憶の定着が弱くなり、ほかのアプリに気を取られ、成績が下がっているという部分もあると言われております。

スウェーデンやフィンランドでは、いち早くデジタル教育を導入した結果、成績の低下が、子供の心身の不調や、心身の不調が深刻化されたために、紙の教科書への回帰や、スマホの原則禁止の法則が施行されております。

ニュージーランドでは、子供の読解力や算数能力、能力も低下が指摘され、毎日1時間、読み書きに算数、数学の授業を行うよ

うに義務づけているというのが新聞でも紹介されておりました。

本町におきまして、マイナス面の克服が見当たるようでしたらそれに対してどういうご努力をされるかということが、あれば伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。マイナス面というお話でした。このプラス面とマイナス面を対比をさせてお答えをさせていただきます。

デジタル教材のプラス面につきましては、音声、動画、立体によりまして視覚や聴覚に訴え、子供たちの興味関心を高めたり、リンクにより学習を深めることが可能です。子供たち、それから子供たちのそれぞれの認知能力の違いに対応しまして、さらに今後、人工知能の導入が一層進むことも併せて、習熟度に合い、かつ個別最適な学習の促進に効果があると。

次に、リアルタイムで意見を共有したり、活用したり、コミュニケーションとして活用したりするコミュニケーションのツールとしても有効ですと。

それから、情報の検索、整理、発信の能率が向上し、機会が増加すると。次に、ICTの活用能力が向上すると。

それから、教職員の業務改善についての効果があると、こういうことが言われております。

何よりも、議会の学校訪問でご覧いただきましたように、子供たちが教室で自在に活用して学びを広げている様子を見ていただきますればですね、これを実感することができるかなと思います。

また、家庭学習につきましても、それぞれの理解や進度に合わせた学習ができて、創造的な地域学習が可能になることを期待をしております、必要に応じてタブレットの持ち帰りをしているということです。

その結果ですね、長期休業中の家庭学習に活用して、個別最適化を図ったり、夏休みの自由研究で、従来、大きな紙でやっておりましたものをですね、タブレットで取材、編集して動画や画像をつけて立体的に表現をする、というような子供たちも増えてきていると、こういうところがあります。

ただその、マイナス面につきましてはですね、この視覚に訴え

るスマートフォン、タブレットやゲーム機などもそうですが、長時間の視聴によって視力や脳の機能に障害が出るということが言われております。

これは教育用タブレットにつきましては、学校では教員の管理下にあって、時間的には短く、児童生徒が家庭に持ち帰る場合も、午後 10 時以降は使用できないように設定をされておりますので影響は限られます。

次に、教員のリテラシーの差によって活用の差が生まれて、教育の質に格差が生ずるということも言われます。これにつきましては、教育研究所に D X 担当指導員がおりまして、これが研修や実地で教員の支援に努めております。

次にですね、この人工知能が飛躍的に進歩していることに伴いまして、この活用が誤った方向に進みますれば、思考力が低下するということも言われてます。答えを全部教えてくれますので、それを聞いた上で、どうするかというのが人間の判断なわけですが、こういった弊害が言われております。

それから、議員ご指摘のように、海外での見直しの例が報道されております。これはですね、最近のものはスウェーデンの事例が出ておりましたけども、スウェーデンでは 2010 年頃から本格的に I C T 教育とデジタル教材の導入を進めて、どのクラスからでもオンライン教材にアクセスできる環境を整えておりますけれども、現在はその成果と課題を見ながらですね、デジタル教材とアナログ教材を、子供の発達段階やニーズ、教育の目的に合わせて使い分けるようになっていると、聞いております。

本町も同様に考えております。

この、人の学びの過程を見ますとですね、まず自然、家庭、地域社会などの環境や、読書による文字情報などの情報を取り入れて、感性が育ちます。まずこれが大事です。

その次に感じたことを、その感性から情操が育ちます。

その次に、感じたことや思ったことを言語化し、言語によって他とコミュニケーションをして、学びが深まって人格が高まって、結果として自ら学びに向かう、自立した学習者が育つというプロセスをたどります。

さかわ未来学が目指して、サカワークが体現している、このようなプロセスを重視した授業を実施するために、デジタルとアナ

ログ、それぞれの長所を生かしながら、子供たちの教育を進めてまいりたいと考えております。

このあたりが、サカワークと同デジタルを製作したときにですね、紙の教材とデジタル、両方を連関させて設計をしたというところでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい。流れがよく分かりました。本当にありがとうございます。

さすが、佐川は文教のまちということがよく分かりまして、引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

行政報告でも、さかわ未来構想の推進で、不登校の低下傾向が現れているということで、本当にうれしく思っております。

引き続き、教育は国家百年の計と言われておりますので、文教の町にふさわしい人材の輩出に向けて、よろしくお願いをいたします。

続きまして、3 問目の質問でございます。

いじめ防止対策について、お伺いをいたします。

いじめ防止対策推進法が制定されて以降、いじめ対策に積極的に関わる学校が増えてまいりました。2024 年の小・中・高の自殺者は 532 人と過去最多で、その原因としましては、動機の 6 割が学校問題で、学校のいじめ隠蔽、いじめ動画の拡散も相次いでおります。

そこで質問でございます。

本町における、こうした、いじめ設定される問題が、設定された問題があるのか、ないのかをお伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい、お答えをいたします。

まず、いじめにつきまして、その定義です。

児童等に対して、一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、対象となる者が心身の苦痛を感じているものと定義をされております。

この定義に基づきまして、町立小中学校では年間２回から３回、学校生活についてのアンケートをしております。

これは、嫌な思いをしたことはないですかということを聞いておりまして、これをやってですね、こんなことがありましたという答えが返ってくると、必ず担任がそれを聞き取りをしております。

それ以外に、児童生徒の訴え、担任の日頃の観察の結果ですね、いじめと認定して、本人たちを指導し、家庭に報告をしたような件数が、小学校でこの年間に１８件、昨年度ですね。中学校で９件です。

なお、いじめ防止対策推進法２８条第１項というのがありまして、これにはですね、いじめによって生命、心身、財産に重大な被害が生じた場合や、長期の欠席を余儀なくされた場合などの重大事態というものを規定しております。これの発生はございません。

以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

８番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございました。

防止対策推進法の、には、引っかかってない、引っかかってないというか、そういうことはなかったということでございました。

子供たちをいじめから守るには、本当に今も教育委員会のご答弁でありましたように、本当に早期発見、早期解決を進めることが一番大事なことでないかと思っております。

加害者を叱ることができなければ、いじめは、ごめんなさい、加害者を叱ることができれば、本当にいじめは一日で解決できるというふうにも言われております。

全国では、いじめと認定されていない事案も存在すると言われております。

いじめをなるべく認めたくない背景に、学校の先生や行政も、解決方法が分からないという悩みもあるのではないかと感じております。いじめは悪だよとはっきりさせ、被害者を守り、加害者はしっかりと処罰し、反省させないと、両方の生徒のためには、なりません。

子供たちの将来を思えばこそ、善悪を明確にし、問題解決を図

ることが大事だと思いますが、本町としてのいじめ対策は、どのように行われておりますでしょうかというお答えはいただきましたので、学校の条例の中に、いじめを隠蔽した教師の賞罰規定は設けておりますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。もしですね、万一隠蔽ということになったらこれは処分案件になります。

規定というのはないですけども、これは服務上の問題ですので、処分の案件になります。

以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

条例規定はないということでございました。

今の流れってというのが、学校側としてのいじめ条例制定はされていないということでございますけれども、最近問題になっているのが、重大事態に認定した以降は、関与しないという学校が増えております。

それは第三者委員会の調査中で、中となるために、教育委員会からは何も言えないという対応になるからでございます。

本来、学校で指導を行えば、いじめの解決はできるのに、当事者の学校が外の人に頼ってしまうために責任がなくなり、根本的に解決にはつながりません。

本町としてこのような問題を、どのように認識をしておりますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

はい。ではですね、お答えをいたしますが、まず学校での対応と、町全体としての対応とに分けて説明をさせていただきます。

まず、この町立の小中学校では、各校で定める「いじめ防止基本方針」というのがありまして、これを全教職員で共通理解の上、先ほど申し上げました調査をはじめ、児童生徒の訴えや、担任の

観察の結果で、認定をして対応しております。

また、いじめは許されないことではありますけれども、あり得ないことではないという前提で、温かく居場所のある学校を目指して、仲間づくりや人権教育に努めております。

今の学校現場の雰囲気としてはですね、よく気がついたねという雰囲気ですので、逆にそれを隠蔽すると後ろ向きなことになってですね、批判をされるという状況がございます。

こういうような取り組みの結果でですね、不登校の発生率が低下をしておることに端的に現れているんじゃないかと考えます。

まず次に、議員、ご説明の中にありました、いじめを防止することを目的とした条例はありませんけれども、佐川町は人権尊重のまちづくりを進めておりまして、教育につきましては、人権教育研究協議会を中心として研究活動を進めております。

加えて、町教育委員会も国や県の指導、この中に「高知県いじめ防止基本方針」というのもありますけれども、こういうものを参考にしまして、学校におけるいじめ防止対策として、いじめ防止問題に対する日常的な取り組み。次にいじめの早期発見、早期対応のためにアンケートを実施すると。次に、いじめへの具体的な対応と。それから、そういったものを支えるために、管理職以下の教職員と外部委員から成る「いじめ防止対策委員会」の設置などについて示しまして、各校で徹底を図っていると。

さらに各校でも、高知県の示しました、「高知県いじめ防止基本方針」に基づいて、各校での「いじめ防止基本方針」を示し、「いじめ防止対策委員会」を設置して徹底した取り組みをしているということです。

なお、その条例関係では、万一重大ないじめが発生した場合に備え、いじめ防止対策推進法第14条の規定に基づいて、平成26年9月に佐川町条例第20号として「佐川町いじめ問題調査委員会条例」を定めまして、この、先ほど申し上げました重大事態が発生した場合に、該当、当該事実の確認及び調査を行うということをしております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8番（宮崎知恵子君）

はい。本当に手厚いご指導をなさっているんだなと思って、改めて感心をいたしておりますが、全国的に見ましてですね、学校からいじめがなくならないのは、今の教育、宗教的価値感を教えることができないからではないでしょうかと、私は1つ思っております。

人間がなぜ生まれてきて、一人一人がなぜ尊いのか、これを探求し、教育していくことは、未来を担う子供たちを育てる上でもとても大切なことであると思います。

日本国憲法は第20条で、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならないという、と定められておりますけれども、これは国家神道、神道が国権を背景として、特定の宗教を弾圧してきたことへの反省から出てきた条文であり、真理探求や宗教的教育を禁止しているわけではありません。

しかし、日本では宗教教育への意識がこれによってタブーとされ、とても希薄となっております。

本来は教育とは、真理獲得を目指すとも、目指すための方法であり、一人一人の人間はそれぞれの使命があり、神の子、仏の子として皆、尊いという、世界宗教共通の宗教的真理を教えることなくして、他人を思いやる心や、善悪の価値感を教えることができないと言えるのではないのでしょうか。

私は地域の方々とともに、教育の根本的な問題も考えながら、いじめのないまちづくり条例に努めていきたいと思っております。

続きまして、救急車[※]有料化についてお伺いをいたします。

高知県が進める、県一消防の広域化計画について、昨年度にこの町の担当部局や、消防本署の皆様から、直接説明を受け、また、日頃から高知新聞などの報道にも注視してまいりました。

組織の統合や効率化といった大きな計画が動き出す中で、私の友人や支援者の皆様も、この問題について話をする機会が多々ございます。テレビや新聞の報道を交えながら意見を交わす中で、議論は単なる組織の枠組みの話にとどまらず、そもそも私たちの命を守る救急車のあり方や、今後の救急行政はどうなっていくのかねという、より身近な本質的な問いへとつながってまいりました。

広域化という大改革を議論している今だからこそ、地域に根差した救急体制の現状と未来をしっかりと見つめ直す必要があると
※P194に訂正あり

感じております。

そこで、住民の皆様の関心が高い、今後の救急車の運送や救急行政のあり方について、お伺いをいたします。

現在、日本の救急車は、基本的には無料で、公共サービス搬送そのものに料金はかからないように決められております。ですが、そんな中で、軽症なのに救急車をタクシー代わりに呼ぶ行為が問題視されております。

もし仮に、今後佐川町でも、軽症利用者が多くなった場合、高齢化が多い佐川町で、いざ使いたい場合に利用できないという事案が懸念されてきます。

もしそういった事例が増えた場合に、利用過多を中和するべく有料化も考える必要が出てくることも視野に入れて、次の質問、お尋ねします。

軽症利用者に対する問題について、どのように解決していくか、お考えをお伺いします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

いただいたご質問をまず考える上ですね、現在の状況が大切であろうかというふうに思います。で、高吾消防にお問い合わせをさせて、してですね、確認をさせていただいたところですね、まず緊急を要さない利用についてっていうところの定義がですね、難しい面もあるんですけれども、おおむね適正な利用がなされているというふうに認識をしていると、いうふうに回答をいただいております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい。おおむね、軽症というようなことで呼ぶということはないということで承知いたしました。

続きまして、高吾北消防署で消防車の適正利用について何か取り組んでいることがございましたら、お伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

宮崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

高吾北消防本部に問い合わせをしましたところ、消防庁などの関係機関から配布されるポスターを、管内の公共施設等へ掲示するとともに、消防署のホームページにおいても、適正利用を呼びかける内容を掲載し啓発を行っており、またですね、住民の皆様から救急要請をすべきかどうか、個別に相談があった場合は、症状やけがの状況などを聞き取り、救急車を要請すべき事案であるか、あるいは、病院を紹介してですね、ご自身で受診をしていただくか、などの助言を行っています、ということでありました。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

ありがとうございます。

これから先ですね、高吾北消防署で救急車の有料化の導入を検討するというような、動きはございませんか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。お答えをさせていただきます。

これもですね、消防本部に問合せをさせて、確認をさせていただきました。

救急車の有料化につきましては、先ほどのご質問でお答えをさせていただいたように、管内において、おおむね適正な利用がなされているというふうに認識をしていることから、現時点において、有料化に向けた検討は行っておりません、というふうに回答をいただいております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

高知県の消防広域化基本計画によって、佐川町における救急車

の利便性はどのように変わりますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい。今、協議中でありますけれども、基本方針の中ではですね、現場レベル、現場の救急車の台数ですとか、人員とかいうところはですね、変更がないというふうに話を進めております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

休憩します。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 18 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

恐れ入ります。

最初のほうで、有料化を※無料化ということを書いてしまったようですので訂正をお願いをいたします。

引き続きよろしいですか。

本当に分かりやすい説明をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

地方創生について、お伺いをいたします。

今回ですね、議会懇談会を回る中で、佐川町には本当に宝の山がいっぱいあり、その魅力が、まだ十分に伝わっていないという印象を受けました。

地域の魅力発信は、観光で 1 回だけ訪れた人ではなく、地域が好きでリピーターとなって、何度もこちらに通い、地域のボランティアや農作業に参加したり、地域の担い手になるのではないのでしょうか、と期待できるような人が増えていくことが、移住者を呼び込むためにも重要ではないかと思えます。それが地域経済の活性化や、産業の振興につながると考えております。

※P 1 9 1 の訂正あり

今、佐川町に住んでいる人の力だけでは、町を盛り上げようとするのではなくて、かつて佐川町で生まれ、育った人、町に関係があった人たちの力を使って、佐川町の盛り上げを進めることが大事ではないでしょうか。音楽家の下八川圭祐さん、声優の小野大輔さんのように、佐川町出身で全国で活躍されております、そうした方々も含めて、町の宝と捉えることができるのではないかと思います。

そこで質問でございます。

佐川町の地域創生について、取り組みはどのように行っているかを、お伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

まず、情報発信としましては、歴史的な酒蔵の町並みや、牧野富太郎博士ゆかりの豊かな自然など、町内の各地域の魅力のほか、道の駅や図書館、町内の酒蔵ロード劇場やさくらまつりといったイベントの情報、また、移住者の紹介などについて、インスタグラムやフェイスブック、LINEなどのSNSやホームページを用いて発信し、また、さかわ観光協会や仁淀ブルー観光協議会、一般財団法人しあわせづくり佐川とも連携しながら、住民参加の推進や、関係人口、移住者の創出、観光客の誘客につなげております。

昨年度は観光大使である小野大輔さんにナレーションを依頼し、若者や移住検討層へ、町の利便性や子育て環境など、暮らしやすさを楽しく、印象的に伝えるために作成しました、「さかわクエスト」を活用し、関東、関西の若者世帯をターゲットに、ユーチューブインストリーム広告や、インスタグラム、フェイスブック広告を行いました。

ユーチューブでは23万回以上の視聴がされましたので、一定の成果があったのではないかと考えております。

今年度は、参加者がInstagramに写真を投稿するハッシュタグキャンペーンを実施する予定としており、地域の魅力発信や地域の観光客誘客につなげていきたいと考えております。

また現在、第2期の佐川町歴史的風致維持向上計画に基づき、

司牡丹酒造の焼酎蔵を買い取り、耐震補強工事、老朽化している白壁の修理、内外装の整備をし、佐川町に残る伝統的な酒造り文化を伝える展示機能、宿泊機能、飲食機能の３つの機能を持たせた施設の整備を予定しております。

若年層もターゲットとしたコンテンツやイベントの造成に加え、敷地内にある司牡丹酒造が直営の、酒ギャラリーほてい、旧浜口家住宅等と一体的に活用することで、これまで以上に人の往来を活発化させ、交流人口の増加に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

８番（宮崎知恵子君）

はい。ありがとうございます。

本当に多くの事業に取り組んでいただいております、地域の活性化のために多様な活動をしていただいていることが、改めて質問させていただくことで知ることができました。ありがとうございます。

またですね、佐川町は歴史風致認定都市として、文教の町の伝統と風土に根差した人々の活動が、それぞれの地域の特徴を生かし頑張っていることも、懇談会の中でも知りました。

ただ、高齢化に伴う、ネットを見たり、情報の発信が苦手な方が多く、今、課長が答弁後から、答弁をいただきましたけれども、情報発信ですけれども、それが私も含め、残念ながら、住民を巻き込み参加できるまでには至っていないのではないかと思います。

要約すれば、個々人、地域住民、行政、議員などのそれぞれの強みを生かす連携が、連携伝達がいま一つ弱いのではないのでしょうか。

そこで質問でございます。

町の情報発信について、どのようなことに取り組んでいるのでしょうか、いるのか。

実はですね、ご紹介したいことがございまして、最近、須崎のほうで、株式会社パンクチュアルという会社があり、この会社は地域創生を、事業内容として手がけているところでございます。こうした力を使い、地域創生への成果を具体的に追い求め、出し

ていくということは、町にとって極めて大事ななことかと思えます。

また、別の話でございますが、先日、佐川高校のオープンセミナーで、価値観の常識を覆す、平川理恵氏の講演がありました。

本当に、この講演会を実行していただいた関係の皆様に、お礼を申し上げたいと思います。

私がこの講演会で強く共鳴したことは、人をつなげて子供が喜び、親が喜び、教員が喜んで、ひとりでに感謝が広がっていく関係をつくるということで、ことが大事だよと言われておりました。私はこれだなあと思いました。

私から見ると、町長の強みは人を動かすことではないかと思っております。

私の要望としては、町長自身の強みを使って人材を集め、今までになかったような地域創生の取り組みができるのではないかと。ということと、ぜひ、そのようにしていただきたいという思いもございます。

佐川町は人材の宝庫で、おのおののご縁をいただきながら、こういう人になりたいという人材をお迎えし、活性につなげていけるという思いがございしますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。宮崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

全く宮崎さんの、議員のおっしゃるとおりでございますして、佐川町にはすばらしい人材がたくさんおられまして、現在もですね、各地域で本当にお世話になって頑張っている方々おられます。

そんな方々にですね、佐川町がこれから現状維持でいくためにもですね、引き続き、頑張りたいと思っていますし、今以上にですね、また新しい人材の方々にもおいでいただいてですね、佐川町を盛り上げて、佐川町を県下1位ぐらいの市町村にしていくような気持ちで頑張りたいと思っていますので、ぜひ宮崎さんにおかれまして、アドバイスをいただければと思っていますので、よろしくお願いをいたします。

議長（松浦隆起君）

宮崎さん。

8 番（宮崎知恵子君）

はい、ご答弁ありがとうございます。

現状維持と言わずに、もっともっと夢と希望を持って、もう世界一になる佐川町を目指して頑張っていきたいと私も思っておりますので、また引き続き、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

これで質問を終わります。

議長（松浦隆起君）

以上で、8 番、宮崎知恵子さんの一般質問を終わります。

ここで食事のため、1 時 30 分まで休憩します。

休憩 午前 11 時 36 分

再開 午後 1 時 30 分

議長（松浦隆起君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、5 番、岡林哲司君の発言を許します。

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

5 番議員の、岡林哲司です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

今回は4項目質問させていただきますが、それぞれちょっとボリュームがあるので、テンポよく質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では早速、自治会の持続可能性と町の関わり方についてということで、質問させていただきます。

まず、自治会の持続可能性と町の関わり方についてということで、近年、人口減少や高齢化により、自治会長や役員のなり手不足、自治会加入率の低下、活動の維持が難しくなっているという声を各地区で耳にしました。

しかし、自治会は地域課題の解決や、住民同士の支え合いの最

前線にあり、町政運営にとって極めて重要なパートナーでもあります。

今回の質問は、町が自治会をどのような存在として位置づけ、今後、自治会機能が維持できなくなった場合にどう対応するのかを確認をするものです。よろしくお願いいたします。

まず最初に、自治会に期待される役割と、町の支援制度の現状について伺います。

現在は自治会に対して、防災、防犯、見守り、広報配布、ごみステーション管理、防犯灯の管理、地域環境整備、住民や空き家の把握など、どのような役割を自治会に対して期待しているのでしょうか。

またこれらの機能のうち、町として今後も地域社会の維持に必要なだと考えているものをお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

ご質問にお答えします。

自治会は、地域の住民が顔の見える関係を保ちながら、安心して、安全に暮らしていけるための様々な役割を担ってくださっています。

町としましては、各自治会ごとに、個別に必要としている取り組みや、議員が挙げられましたどの役割も、地域に欠かせない重要で必要な機能であると考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

どの役割も重要で、地域には欠かせないものだというご答弁いただきました。

以前に自治会は任意団体であり、町の下部組織ではないという答弁もいただきましたが、それはそうだという前提に立った上で、町として、自治会を地域社会の維持に欠かせないパートナーとして、これからどのように位置づけていくのかというのをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えします。

自治会は住民が生活するにあたって、協力し合いながら地域の安全や暮らしやすさを守り、地域コミュニティを維持するための一番身近で大切な組織となります。

少子高齢化やライフスタイルの多様化など、社会の変化もあり、行政の取り組みだけでは対応できないことがあります。

近年では未加入者の増加や、役員さんの担い手不足など、多くの課題がありますが、住民の皆さんが最も身近な生活の場である自治会を通じて協力し合い、防災活動や環境美化活動、伝統行事の実施などを行ってくださっています。

こうした取り組みを続けていただくことで、顔の見える関係づくりができ、誰もが安心して暮らしていける地域づくりにつながっていくのではないかと考えており、地域社会の維持に欠かせないパートナーであると考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

地域にとって欠かせないパートナーというふうに、しっかりと認識をしていただいているということが分かりました。

次に、現在の支援制度について伺います。

町が自治会に多くの役割を期待しているのであれば、それを支える仕組みも必要だということで、現在、自治会に対してどのような補助制度、事務的支援、相談支援を行っているのでしょうか。

また、それらの支援は、現在の自治会の実情に照らして十分だと考えているのか、また十分でない部分があるとすれば、町としてどのような課題を認識しているのか、お考えをお聞きます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えいたします。

自治会長会に対しましては、佐川町自治会長会事業費補助金の 1

00 万円を補助しており、地域の自治会長会でも、ご活用いただいております。

そのほか、各自治会でご利用いただける補助金等に関しましては、一覧にしまして4月の町政報告会でも自治会長の皆さんにお知らせしているところですが、例えば、集会所の整備や備品購入等に対する補助金、佐川町集落整備事業や、防犯灯設置補助事業。環境美化活動にもご利用いただける、まちづくり推進事業費補助金。自治会が施工する農道、水路等の修繕や、改良に必要な資材の原材料費を負担する原材料費支給など、自治会活動にご利用いただける様々な補助制度がありますので、こういった支援がないか、というようなご相談を役場のほうにさせていただきましたら、詳しいご案内をさせていただきます。

また、事務的支援、相談支援につきましては、ご相談があれば対応しておりますが、今のところ、補助制度等につきまして不足しているといったお話はいただいております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

自治会の活動について、自治会長会にも補助をしていて、そして各自治会の活動に対しても、様々な補助や助成をしていただいているということが分かりました。

現在のこういったことに関しては、十分だと考えているということが確認できました。ありがとうございます。

それでは続いて、未加入者の増加や、担い手不足を踏まえた自治会運営のあり方についてを伺います。

この自治会の未加入者の増加や、担い手不足によってですね、自治会長や役員のなり手不足、高齢化による活動の縮小などが課題になってきていると思います。

町は、これらの課題を、どの程度深刻なものとして受け止めているのでしょうか。特に加入世帯の減少により、加入者だけに役員、会計、環境整備、ごみステーション管理などの負担が集中していないか、未加入者との不公平性を含め、町の課題認識をお聞きます。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

未加入者の増加により、役員をやられている方や、地域の環境整備などの取り組みについてはご負担が増えているというようなことについては把握し、課題として捉えております。

地域の皆さんが生活していくために必要な、一番身近な組織である自治会が存続していけるように、自治会長会でも未加入者対策については協議を行い、一緒に取り組みも行っております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

深刻な状況だということは把握をされていて、この未加入者の、への対応について、自治会と一緒に協議をしているということでした。

次に、仮に、ある地区でですね、自治会が消滅したという場合、あるいは会長や役員のなり手がなくなって、自主的に機能しなくなった場合に、現在、自治会が担っている業務は誰が担っているのか。

例えば、広報の配布やごみステーションの管理、防犯灯の管理、地域環境整備、地域行事などについて、そして、これは自主防災組織のことですが、ほぼ自治会と一緒に成ることもあり、防災活動や見守りなどについても、これを自治会、自主防組織がなくなったときに、各担当課が個別に対応していくものなのか。広報などは住民に取りに来てもらうものなのか。またはそういったことを委託事業者に担ってもらうのか。それとも別の地域組織で代替をしていくのか。町として、現時点で想定している対応策がもしあればお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

地区、自治会がなくなった場合に、例えば、役場の広報が届かないですとか、ごみステーションの管理や防犯灯の管理など、自治会で担っていた生活に密着した、いろいろなことができなくなることも想像されます。

広報などは役場の各施設などにも置いてありますので、ご自身で手に入れていただくことになるかとは思いますが、防犯灯がなくなると安全面での懸念等も発生することになります。

それぞれの課題に対して、個々に対応を検討していくことになろうかと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。状況に合わせて個々に対応していく、というお答えでした。

そしたらですね、次に、既に自治会が消滅をした地区や、単独運営機能不全に近い地区がある場合に、現在どのような対応をしているか。住民が困らないようにするための具体的な対応例があれば、併せてお聞きをします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

現在、活動できていない自治会もございますが、その際には当該自治会、対象地区の自治会長会、自治会長会の事務局でも、何度も協議を重ねた上で現在の状況に至っております。その中では、近隣自治会との協力体制とも検討いたしました。

実際に、またそういったお話があった場合には、関係者で慎重に協議を行い、まずは自治会が存続できるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

様々、周囲のほかの自治会に協力をお願いしたりとかというこ

ともあるようですが、町としては自治会の存続を目指していきたいというお答えをいただきました。

続いてですね、次に、自治会機能が維持できなくなった場合の行政コストについて伺います。

自治会が担っている機能を行政が直接担う、または民間委託することになれば、人件費、委託費、事務負担は大きく増える可能性があります。

町として、自治会機能が維持できなくなった場合、またそのエリアに、行政側にどの程度人的負担、財政負担が発生するのか、試算や検討を行ったことはあるのでしょうか。

具体的な試算がない場合でも、広報配布やごみステーションの管理、防犯灯の管理、防災、見守り活動など、自治会が担っている機能ごとに、行政がもし代替をした場合の負担を整理する必要があると考えますが、そういった試算をしたことがあるのか、町の考えをお聞きします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

行政コストや財政負担について、特に試算はしておりませんが、自治会で担っていただいていることを町で全て実施することになれば、人的な負担も、また財政的にも負担が増大し、できないことも出てくるのではないかと考えておりますが、それぞれの自治会で取り組み等も違いますので、それぞれの課題について対応を検討していくことになろうかと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。万が一、行政のほうでやることになれば、人的コストや財政的な負担がとてもの大くなるということは認識がある、ということで、そうならないように自治会を維持していく、というのが今の方針だというふうに思います。

なぜ、この試算をする必要があるかっていうのは、万が一この自治会が消滅した場合にですね、どれぐらいコストが、行政コストが上がるかというのが分かっているれば、やっぱり、そうならな

いためにこれぐらいの投資ができるとか、そういうところの判断基準になると思うので、そういった試算があるのかというのを伺いました。

次の質問に移ります。

人口減少や高齢化が進む中で、自治会長を引き受ける人がいない、会計や事務を担える人がいない、行事や環境整備を続けられないという地区は、今後さらに増えてくる可能性があります。

例えば、自治会に対して複数自治会の統合であったり、行政による支援強化、ごみステーションの管理の代替や委託、防災、見守り機能の再編などについて、ほかの自治体の、自治会の好事例などの情報提供や、事例紹介、そして個別的な相談を行う考えはあるのかをお答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

先ほどの回答と重なりますが、まずは自治会として存続できるように関係者で協議を行いますし、また、それぞれの自治会で取り組み等も違いますので、ご相談いただきました内容や課題に対しましては、それぞれに協議、検討をしていくことになるかと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。個別に対応していくということで、ちょっと重なった部分も、こちらとしても重なった質問になってしまって申し訳なく思います。

この自治会のあり方を決めていくのは、最終的には自治会であるというのは、住民自治の制度的に言うところのことだと思います。

ただこの実際の、今の仕組みだけでは維持が難しくなる地区が実際に出てきているというところで、困難がはつきりと顕在化してからはなく、早い段階でこういったことに取り組んでいくということも、また必要なことだというふうに思います。

あまり、この行政が介入し過ぎると、自治会の自主性というか、

そういうところにもやっぱり影響があるというお考えも重々承知もしておりますし、その中で住民側としても、やっぱり自治会を何とかしたいというような思いもあるので、私たちのほうにも何とか、この加入率にならんかねというような話もよく来ますので、こういったところは一緒に考えていければというふうに思います。

そこで、少しでもこの自治会への加入率を上げ、継続的に自治会が活動していくための提案をさせていただきたいと思います。

まず、自治会長の引継支援についてを伺います。

自治会長や役員のなり手不足の背景には、急に自治会長をやるというふうになっても、何をすればよいか分からないですとか、会計や手続が不安、前任者からの引継ぎが不十分でないの、本当に何をしたらいいか分からんというような、実際、自治会長になった方からの声もお聞きしております。

実際にですね、お聞きした声の中では、このままおったら、来期自分は自治会長の回りで、自分が自治会長になるので、今期限りで自治会から抜きたいと思っていると、というような、ちょっと何ていうんですかね、実際のお声としてお聞きしたこともありました。

一律の標準化っていうのは、もちろん自治会それぞれの考え方や取り組みがあると思いますので、地域差への配慮が必要であるというのは先ほど課長からも答弁でありましたが、自治会長会の自立性っていうのを尊重しながらですね、町として自治会長になった方が、どういうふうになれば自治会長としての仕事を遂行しやすくなるのか。例えば、引継ぎのマニュアルであったりとか、これは自治会によって形が違うというので難しいかもしれないですけども、例えば、会計のテンプレートであったりとか、町に対する申請のサポートというか、手引ですよ。そういったものを、各新しく自治会長になった方に説明をして、引継ぎしやすい環境というか、自治会長になっても、そんな困らんよ、というような状態をつくっていくっていう、そういう環境を整えていくってことはできないものでしょうか。

お答えください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

担い手不足といった課題の中で、自治会長さんや役員さんの引継ぎについても課題があるということは把握しております。

しかしながら、自治会が任意組織であり、地区によって活動内容が違ったり、引継ぎの仕方も異なっていることもありますので、自治会長会のほうでも、どういった支援があればいいかなどをご検討いただけるように、事務局からご提案していきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。前回も多分似たようなお答えいただいたと思いますが、自治会長会のほうに、そういったことを投げかけていきたいというところで、私からのさっきの質問の中でのお願いとしましては、もちろん自治会長会の中で引継ぎとかのことを考えることも大事だと思うんですけども、その自治会長さんになった方ですね、役場へ申請を出す書類とか時期とか、そういうものを分かりやすく手順書としたようなものっていうのを、役場側で作って、渡していただくというようなことができれば、もうちょっとそこもスムーズにいくのかなと思いますので、そういったこともご検討いただければというふうに思います。

はい。そういった運営方法が違うというところは、お答えをいただきました。ありがとうございます。

続いてですね、次の項に最後に、ここの項目で、最後は、ごみステーションの管理についてっていうのを伺います。

現在多くの自治会が、ごみステーションの清掃、管理、分別ルールの周知、トラブル対応などを担っています。

しかし、その多くは無償の地域活動として行われており、自治会未加入者との負担の公平性が課題になることもあります。

町として、ごみステーション管理の現状をどのように把握しているのか、また今後未加入者が増え、ごみステーションの管理が難しくなった場合にどのように対応するお考えなのか、お聞かせください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、岡林議員の質問にお答えをいたします。

ごみステーションの管理につきましては、各自治会でそれぞれの地域に合わせまして、設置場所であるとか、ステーションの形態も含めてですね、工夫をいただいて、管理を実施いただいております。

地区やステーションごとにその管理の方法は異なるようではありますが、いずれの自治会もこの集積場所、ごみの集積場所をきれいに保っていただいているということで、ありがたいというふうに思っております。

それから、管理できなくなったらどうするかというようなお話ですが、このごみの収集処分につきましては、地区の協力を前提とした制度設計がされておりますので、自治会、地域の協力が必要ということです。今後とも協力をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

自治会の活動が必要と、必要としているというところの答弁をいただきました。ありがとうございます。

このごみステーションの管理について、少し角度を変えて伺いたいと思います。

このごみの集積という、収集については、ごみ収集については町の行政サービスですが、この自治会員の負担によって支えているということを、側面があるというのは、先ほど課長の答弁でもいただきました。

その中で、一方で自治会の会員は会費を払いですね、清掃、管理にも関わっています。ところが、未加入の方はその負担を十分に担わないまま、利用をしているというような状態があると思います。

この不公平感が自治会への加入意欲を下げ、自治会離れを進める一因にもなっているのではないのでしょうか。

私は、自治会未加入者を排除すべきだと言っているわけではなくですね、地域で暮らす以上、このごみステーションを使える環

境が必要ですし、その管理を自治会が担っているのであれば、巡回員や管理協力金のような形で相応の負担をお願いする仕組み。これを研究するというのが、この住民の公平性の確保にも、自治会の存続意義を高めることにもつながるのではないかというふうに考えています。

本町には既に、ごみ集積所を整備する事業補助金があり、その中でも、自治会が自ら管理するごみ集積所という考え方が示されています。先ほどの課長の答弁にもありましたが、町としてもごみステーションの管理に自治会が関わっている、という実態は認識しているものと受け止めています。

そこで、この、ごみステーションの管理をですね、自治会へ直ちに有償委託をせよということではなく、自治会の存続支援、加入率の向上、未加入者との不公平感の緩和という観点から、自治会を担当するまちづくり推進課と、ごみステーションなどの担当である住民課で連携をしてですね、現在のこの管理実態、そして既存制度のあり方、巡回員制度や管理協力金の考え方について、早急に自治会長会と協議をしながら対策を検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

各自治会でも、未加入者対策につきましては協議をされ、取り組みもされているとお聞きしております。

町としましては、そういった活動も踏まえ、現状もお聞きした上で、ごみステーションの管理に関わるだけでなく、引き続き自治会長会とも連携し、加入促進の取り組みを行ってまいりたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。自治会長会とも協議をしていきたいということですが、なぜ、この有償での管理委託とかっていう話、文言が出てきたかと言いますとですね、令和7年の4月の16日に、福井県の福井地裁で出た判決でですね、住民が自治会の会員に入っていないと、ご

みステーションを利用するお金を払ってなかったと。それに対して自治会のほうから、その管理費を払うてくれっていうところで訴訟になりまして、これについては、自治会に未加入の方に年間1万5千円のごみステーションの使用料、これを払うように、という判決が、こういった自治会関係のものでは初めて判決が出ました。

この背景には、自治会がしっかりとごみステーションの管理をしているという認識があって、皆さんが、その、地域に住む皆さんが、その利益に預かっているという前提。その自治体としても、自治会にごみの集積所をしっかりと管理を任せているというところから、こういった1万5千円という判決が出ました。

1万5千円、ちょっと多いように感じますけれども、ここの自治会の年間の年会費が2万4千円ということで、年間の会費よりかは少ない金額ですが、こういった判例も出ておりますので、直ちにこれを導入せよというのは結構乱暴なやり方になると思いますので、こういったことも含めて、自治会の会員の方は年会費も払って、ごみステーションの管理などにも、自分の体を出して行って管理をしております。

未加入の方は自治会費も払わず、管理にも参加せず、ごみを捨てているというこの不公平感を、町としては公平、公正という部分で見ると緩和をしていくことが、自治会の継続につながっていくんじゃないかと思いますので、自治会長会と担当課2課で一緒になって、もし入れるようであれば町長も一緒に入っていて、こういった問題にも解決策を見いだしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、外国人人材の受入方針と地域摩擦予防についてということで、2個目の質問をしたいと思います。

人口減少と人手不足が進む中であって、ある、現在でも、私はまず優先すべきは、地元の若者が地域で働き続けられる環境づくりであり、生きづらさを抱えている方やひきこもり状態にある方、高齢者など、地域内の人材が活躍できる仕組みづくりが一番重要だというふうに考えています。

しかし、一方で、現実では既に外国籍の住民の方々が町内で暮らし、働き、農業や製造業など、地域の暮らしや産業を支えている状況があります。

今回の質問は、外国人材の受入れを単純に推進する、あるいは反対するという立場で問うものではなく、既に地域で暮らしている方々と、地域住民との間に不要な摩擦が生じないように、双方が安心して生活できる環境を町としてどのように整えていくか、というものを確認するものです。

まず、本町における外国籍住民の現状について伺います。

町内に移住する外国籍住民数について、直近の数値、できれば5月末ぐらいの人数があればいいんですけれども、分かる範囲で、併せて過去5年間、人数がどのように推移しているかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

まず直近の数値、これ5月31日現在ですけれども、104人になっております。

次に推移ですけれども、こちらのほうは全て年度末の数字です。

4年度末が74人、5年度末が98人、6年度末が100人、7年度末が103人というふうになっております。

令和5年度末からは100人前後での推移という形になっております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。

現在、大体104人、令和5年度から大体100人ぐらいで、少しずつ増えているというような状況ということが分かりました。

また、国籍別の人数や、在留資格別の人数、主な就労分野、受入事業所数などについて、町としてどの程度把握しているのか伺います。

所管の関係で町として網羅的に把握することが難しい場合には、把握をできている情報と、また把握は難しい情報などに分けてお答えください。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい、お答えをいたします。

令和 8 年 3 月 31 日現在で、外国人の方の在留資格。この内訳は教育 2 人、工業 1 人、特定活動 1 人、永住者 20 人、日本人の配偶者等で 7 人、定住者 2 人、技能実習 47 人、特定技能 23 人となっております。

国籍につきましては、これは 5 月 31 日現在ですけれども、ベトナムの方が 39 人、インドネシア 22 人、フィリピン 20 人、韓国 6 人、ミャンマー 5 人、中国 2 人、朝鮮 2 人、アメリカ 2 人、あとオーストラリア、ニュージーランド、タイ、ツバル、オランダ、ブルキナファソが各 1 名ということになっております。

就労の分野ですとか、受入れの事業所等につきましては、一部情報はありますけれども、全体的に把握しているものではございません。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

特定技能の方と、技能実習生の方で合わせて 70 名ちょいというところで、半数以上がこの分野に当たると。また国籍については、もう本当に、佐川町にこれほどいろんな国の人がおるんだなと思うほど、様々な国から来ていただいていることが分かりました。

あわせてですね、今後、外国籍住民が増加する可能性を町としてどのように見ているのか、数値的な予測が難しい場合でも現在の人口規模や、地域の受入体制を踏まえて、増加に備えた体制整備の必要性をどのように認識しているのかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

全国的にも外国人の方の雇用が進んでおり、佐川町も微増ではありますが増加傾向にありますので、今後も外国人転入者は増加していくのではないかと想定しております。

受入体制につきましては、現在のところ外国人の方に起因する

トラブル等も把握しておりませんので、特別な体制整備は考えておりません。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

今後も増加しているということは把握はしているが、現在のところトラブルを把握していないので、特に対策ということは考えていないというようなご答弁をいただきました。

今回、この質問をするに至った経緯というのはですね、先日東京で研修がありまして、その中で聞いた話なんですけれども、この技能実習制度っていうのが、育成制度というものに来年の4月から変わります。今までの技能実習制度っていうのは、3年ないし決まった期間おったら、国に帰ってくださいよという制度だったものが、来年の4月からですね、育成制度ということで、3年おったら一定の技術を習得したものとして、それからずっと残って働いてくださいと、生活をしてくださいというものに移行するというような説明でした。

この新制度がですね、外国人の一時的な実習生や、地域での労働力とかそういったことに、見てたものを今度、地域住民としてという側面が強くなってくるのではないかというふうに思っております。

技術や専門職については、技術、人文知識や、国際業務や、構造地専門職などというところはなかなか佐川には、来にくいのですので、農業とかの部分でいうと、技能実習ということで、2年、3年、生活することで在留資格を受けられると、いうところで、事業主には在留資格の確認や外国人雇用の状況の届出、適切な雇用管理、労働関係法の遵守が求められる。

そして自治体にはですね、外国人住民の実態の把握、生活支援、相談体制、多文化共生、防災、医療、地域摩擦予防の仕組みづくりが求められるというふうになっています。

これをこれから、自治体としてやっていかないかんというふうに、制度が来年の4月以降になっていくというところを整理をさせていただきました。

それを踏まえてですね、次に、転入初期の生活支援についてを伺います。

外国籍住民の方が地域で安心して暮らすためには、来町直後、転入直後の情報提供が非常に重要です。ごみ出しのルール、医療機関の利用、防災情報、緊急時の連絡先、自治会の仕組みなど、生活の入り口で必要な情報が十分に伝わらなければ、本人が困るだけではなく、地域との小さな行き違いにもつながりかねません。

本町では、転入時に外国籍の住民の方に、生活に必要な情報をどのように説明しているのでしょうか。ごみ出し、防災、医療、自治会、窓口案内などについて現在の対応をお聞きます。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。お答えをいたします。

転入時につきましては、住民課の窓口において転入の手続きをしてもらいますけれども、日本人の転入者と同じような対応を現在はおしております。

事務所での受入れをしている転入者がほとんどですので、その場合にはあっせん業者の方だとか、受入先の方も同行されますので、一緒に必要事項、例えばですけれども、ごみ出しのルール、自治会加入の案内、国保の場合は加入手続とか、あとマイナンバーのことについてなどをご案内をしております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。現在は日本人の方と同じ対応ということで、事業者の方や雇い主の方が一緒に来ていただくので、そこに対しても同じように日本語で説明をしているということでした。

先日、私が住む自治会にも、外国籍の方が2名入って来られまして、自治会長が説明に行って、いろいろ頑張って説明をしてですね、入会いただいたというところですが、その仕組みや、なぜ入らないといけないかなど、そういうことが分かりやすく説明があればということ。

次に、「やさしい日本語」の活用についてということで、多言語対応については先ほどもたくさんの国の名前ありました。使う

言語も様々だと思いますが、全ての言語に対応することは現実的には難しい面があります。

そのため、実効性の高い方法として、現在国や県でも取り入れられている、「やさしい日本語」の活用が重要だと考えます。

そこで、この「やさしい日本語」と、それに対応する英語、ぐらいの2種類の初期案内、これが図解を用いた生活案内とか、窓口での説明方法の標準化を、すいません読み飛ばしましたね、その「やさしい日本語」を活用して、この生活案内や窓口の対応をしていくという考えがあるか。というところがまず1点と、特にごみの処分、医療、防災、自治会加入、窓口案内などについて、先ほども言いました「やさしい日本語」と、それを訳した「やさしい英語」ですね、による初期案内資料を、作成して説明していくという、外国人住民だけでなく、高齢者や日本語の説明が苦手な方にとっても分かりやすいような、こういった資料があれば、いい行政サービスにつながるとと思いますが、町としてこういったことに取り組みませんか、というご提案です。

ご回答をお願いします。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

お答えいたします。

先ほどもお答えをしましたとおりですね、転入時には必ずこの付き添いの方がいらっしゃるのです、今のところですけども、意思疎通に困難を感じることはありません。

また実際にですねこれ、「やさしい日本語」というのを意識しているかどうかは別にしてですね、簡単な言葉で短くはっきりとこの情報をお伝えをしているというのが実際です。

ただ、今、「やさしい日本語」ということもありますので、これから少し意識して、した上でですね、あと少し土佐弁を抑えろとか、そういうことも含めてですね、情報をお伝えできればなというふうに思っております。

「やさしい日本語」を活用した案内資料の作成ということですけども、ちょっと町独自でなかなか作成するのは難しいかなというふうには思っておりますので、県とかですね、あと高知県外国人相談センター等で作成してるようなパンフレットを、そうい

うまずはある物を活用して、そういう案内ができればいいかなというので、ちょっとそこら辺は検討してみようかなというふうに思っております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。今のところ口頭でというご回答だったので、それだと、後々、手元に資料がないと、パッと困ったときに得られる情報がなかったら困るなと思ってたんですけれども、県が用意しているものですか、そういった「やさしい日本語」での資料というのを利用したいと。まずそこから始めたいということで、今の人口比率とか、先ほどまちづくりの課長からもトラブルもないということも聞きましたので、今の状況でしたらそういった対応でいけるのかなとも思います。

ただ、これから先人口の比率が増えていくとですね、どうしてもやっぱりコミュニティというのができてきまして、そういったところと地元住民との摩擦というの myös 出てきますので、そういったところについては、早めにやっぱり対応していかないと、トラブルが起きてからでは、やっぱり対応するのに時間もお金もかかりますので、そうならないように動いていくことが大切だというふうな思いで、今回質問させていただいております。

この次に、苦情や相談の把握ということでご質問しようと思ってたんですけれども、先ほど課長のほうからも、今のところ苦情やトラブルは把握をしてないということで、今の時点ではないと。

今の時点で 104 人ということで、佐川町の人口に対して言うと大体 1 % 以下の外国人比率ということになります。これが全国には、もう 5 % とかいうところまで上がってきているような自治体もほかにはありまして、やはり数 % のあたりから、そういったトラブルが顕在化してくると。先ほど、まちづくりの安岡課長からもありましたが、今後、外国人の割合が増えてくだろうという想定があるのであれば、それに向かった動きを、先に手を打ってやっていくというのは大事なことなのではないかなというふうに思います。

苦情や把握についてはこれで飛ばします。

続いて、受入事業者との関係ということで、受入事業者、人材あっせん事業者、関係機関との情報共有の仕組みは現在あるのかを伺います。

まず、現時点で外国籍住民の方が急に所在不明になったり、税金や保険料が未納のまま帰国して、もう回収できないというようなことになったりするような事態が起きておりませんか。

議長（松浦隆起君）

住民課長、廣田君。

住民課長（廣田春秋君）

はい。所在不明に当たるかは別として、この税金の未納という点ですけれども、この事例としましては、令和7年度はありませんでしたが、令和7年度において未納のまま国外に転出ということで、外国人の方4件を不納欠損処理をしているという実績があります。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。4件の不納欠損処理があったということでした。こうしたことを防ぐためにもですね、転入、そして転入時、就労時、そして退職時、転出時の情報共有というのが重要だというふうに思います。

もちろん、個人情報取扱いには十分な配慮が必要なことです。が、生活支援、住居支援、地域ルール説明、納税や各種手続の案内について、受入事業者と町が必要な範囲で連携できる体制が現在あるのか。なければ今後整えていく、お考えはあるのかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

先ほど住民課長からも答弁がありましたとおり、町としましては受入事業者や人材あっせん事業者等の把握をしておりますし、外国人の方だけ把握するのも、個人情報や人権の点からも、ふさわしくないと考えておりますので、情報共有といった仕組みはありません。

確かに議員がおっしゃられますとおり、問題を未然に防ぐような取り組みが必要かと思いますが、今のところ受入先の責任として、そのような問題が起こらないようにしっかりと対応をさせていただきたいと考えております。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。外国人にだけするというのは公平じゃないというようなこともありました。もちろん日本人でも、追えなくなって不納欠損処理で終わるといようなことはあると思いますが、これについては税の仕組みであったりとか、その保険料の支払いとか、そういったことに関しても、事業者にも責任があるということももちろんそうですが、先ほどからずっと言ってきました、入ってきたときにですね、一番最初にしっかりと説明をして、ルールをしっかりと知っていただくというところがやっぱり大事なのではないかなと。

そこから先、払う、払わないっていうことに関しては、これはもう日本人でも外国人でも同じことやと思いますので。ただ、そこに対して、行政としてしっかりと公平に、しっかりと情報を伝えるというところの重要性がありますので、ここについては、これからまた外国人も増えていくだろうというところで、今後の検討事項として、しっかりと考えていただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

次に、防災、医療、庁内情報共有について伺います。

本町は、豪雨災害や南海トラフ地震への備えが重要な地域にあります。外国籍住民の方が避難情報を理解し、適切に避難行動を取れる体制になっているかどうか、本人の安全だけでなく、地域全体の防災力にも関わってくると思います。

現在、避難情報や避難所での案内について、外国籍住民への情報提供はどのように行われているのでしょうか。

「やさしい日本語」であったり、多言語案内であったり、避難所への説明、通訳アプリの活用など現状と課題をお聞きします。

議長（松浦隆起君）

総務課長、横畠君。

総務課長（横畠克彦君）

はい、岡林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

本町において、豪雨災害や南海トラフ地震の備えは最優先の課題であり、外国籍住民の方々も、地域の一員として、災害時に適切な避難行動が取れる体制を整えることは、地域全体の防災力を高める上で重要であると、いうふうに認識はしております。

現在の情報提供の現状についてでございますけれども、本町におきましては、高知県が運用する高知県防災アプリの多言語機能、6か国7言語対応や、県の防災冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の多言語版、あと、やさしい日本語版を活用することを基本としております。

スマートフォンの普及に伴い、事前の情報収集や、避難情報の受け取りといった、広域的な情報発信の基盤につきましては、これらの県の取り組みによって一定程度カバーできているものというふうに考えております。

しかしながら議員ご指摘の、町独自で取り組むべき、現場レベルの対策につきましては、十分にできてない、対応できてないというのが実情であるというふうに思っております。

あと課題ですけれども、本町の災害対策におきましては、現在消防施設の整備や、拠点避難所の運営訓練の実施、さらには自主防災組織の活性化に向けた防災サロンの開催など、自助、共助、公助の観点から、住民全体の安全に直結する施策を最優先で進めているところでございます。

このように地域全体の防災基盤を整えるための重要施策が山積する中、限られた人員や財政的な制約もあってですね、外国籍住民の方々に特化した対策につきましては、十分な対応に至っていないのが現状であって、今後の課題の1つであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

県などが構えてくれます、高知県防災アプリの多言語版や、防災冊子などの多言語版についての活用をしていただいているということで、一定の対策は、この県の物を利用してできていると。

ただ、町独自での取り組むべき現場レベルの対応策については、今後の課題というふうにされているということで、課題の認識がされているという状態が分かってよかったと思います。

外国人がこれが100人になろうが200人になろうが、やっぱり災害が起きて1人亡くなるっていう、この1人の命というのは日本人でも外国人でも一緒ですので、やはりこの逃げる場所が分からなかったとか、そういうことにならないような取り組み、今課題と認識していただいているようですので、ぜひ、一般のほかの日本国籍の住民の方と同じように、情報が得られる、助けが受けられるというふうな環境が整えられるように、引き続きご検討を、お願いいたします。ありがとうございます。

続いて、医療についても伺います。

病院の受診や保険制度、健康相談など、生活の困りごとに対して、町としてどのような相談体制を取っているのでしょうか。

医療機関との連携や、窓口で困った場合の対応についてお聞きします。

議長（松浦隆起君）

健康福祉課長、岡崎君。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私のほうから医療とか、保険とか、健康相談の、生活上の困りごとに対しての対応なんですけれども、外国籍の方などですね、日本語でのコミュニケーションが難しい方への相談対応というものについては、町として特段の体制整備は今行っておりません。

まず、例えばかわせみにおいてですね、そういった方々がおいでな場合は、現時点では「やさしい日本語」を意識するであるとか、ジェスチャーを加えるであるとか、そういった対応になろうかと思っております。

その中で万一、例えば医療機関との連携が必要であったりとか、そういった場合についてはですね、こういった方々がおいでになりますのでということで、連絡を申し上げるということになろうかと思います。

それ以降は、各医療機関での対応にお任せするという事になるかと思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。なかなか、そういった制度的な対応というのは、今のところ準備はできていないが、それぞれ個別に「やさしい日本語」を意識したりとか、いうことで対応いただいているという。今の、これまでも出てきましたが、今の人口比率の割合であれば、何とかそれで個別の対応で何とかなっているというような状況だというふうに思います。

私が 20 数年前にですね、外国に旅行したときありまして、その時に高熱を出して寝込んで、どうしても医者とのやり取りが必要になったときに電話を介して、自分が言った言葉を翻訳してくれて、医者と通話ができるというようなサービスが 20 数年前に、イギリスにありました。

多分、それ以上のシステムが今はあると思いますし、そういった言語の壁というのは、翻訳アプリなどで大分、緩和がされていると思いますが、そういったものの活用とかも含めてですね、今後、外国人の割合も増えてくると思いますので、健康福祉課は特に対応する範囲が広いので、そういった部分の「やさしい日本語」を、国とか県とかの、また作る資料というのが他の課と同じようにあるかと思いますので、そういったものも活用して進めていただければというふうに思います。

続いて住民課、健康福祉課、産業振興課、防災担当、教育委員会など、庁内での情報共有がどのようになっているのかを伺います。

現在、各課で分散してそれぞれ対応しているというふうなお答えを今までいただきました。

今後、何かしらそういった外国人の方から相談を受けた際に、こういった感じで取り次ぎをしていくとか、横断的な連携を準備していくというようなお考えはありますでしょうか。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

現在のところ、外国人の方専用の相談窓口の設置や、その後の取次ぎフローについて体制を整えるといったことは検討はしてお

りませんが、もちろん、それぞれの分野で相談があった場合には、関係課、関係機関で連携をして対応をしてまいります。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。横断的な対応を今のところ考えてないというようなお答えでありました。

今の人口比率でいうところもあるかもしれませんが、今後少しずつ、この外国人の方の割合も増えていくと思いますので、こういった問題が顕在化する前にですね、前もって手を打っていただきたいというふうに思います。これからの検討課題ということで今回、質問させていただいてますので、そういったことも認識しながら、進めていただけたらというふうに思います。

また、外国籍の児童生徒が増えてきた場合にですね、これは学校現場での授業支援や、保護者対応の課題も生じてくるという可能性があります。

教育委員会との連携など、将来的な備えをどのように考えているかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

教育長、濱田君。

教育長（濱田陽治君）

その外国籍の子供さんですね、まず義務教育の対象になるかというようなことも出てくと思いますが、実際、日本の社会にですね、適応するために必要な外国語教育についてはですね、かつて中国帰国子女の対応をしたような例がありますので、そういう前例に従いながら、県の指導なんかも受けながら対処していくということになると思います。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい、ありがとうございます。これまでも個別で対応した過去があるということで、ここでも改めて個別の対応ということが出てきました。今の 1%未満というところでは、そういった対応で

何とかなっているというのが現状だと思います。

これが２％、３％となってきたときに、全国、ほかの自治体をたくさん見ていきますとですね、もうこの割合が２％、３％、４％、５％、多いところでは１０％近くまでになっているところもあると思いますが、こういったところも踏まえてですね、そういった先進的に増えてるところを見ると、こういったトラブルが起きてるのかとか、こういった対応をして解決したのかというような先進例がたくさん出てきますので、ほかの全課的にですけれども、こういった対応、今後は必要になってくると思いますので、それについての備えを今から少しずつしていただけたらというふうに思います。

人口規模や地域負担を踏まえた町としての受入方針ということでは先ほども言いましたが、今後の町としての方針を伺っていきたいと思います。

人口約１万１千人規模の本町において、外国籍住民が増加する場合に、行政能力、地域の受容力、医療、防災、生活環境、自治会との関係などを総合的に考えていく必要があります。

現在は町内の外国籍住民が約１００人程度で、人口比率は約１％ということで、これは人数がこれから大きくなって慌てて対応するというのではなく、今の段階から生活情報の提供であったりとか、相談窓口であったりですとか、事業者との連携、自治会との情報共有、交流機会づくりを整えていくことが、交流の機会づくりを整えていくことが大切だと考えます。

町として、この外国籍住民を地域の一員として迎え、地域住民との摩擦を防ぎ、安心して暮らせる環境をつくるため、今後どのような方向で取り組む、お考えなのかをお聞きします。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

今後、外国籍の方が地域になじみ、共に安心して暮らせる共生していく社会を目指すことは、佐川町のみならず全国的にも重要な課題と考えております。

具体的な取り組みにつきましても、先ほどまで議員からもいろいろご提案をいただきましたので、全てが可能なわけではありま

せんが、多文化共生の観点から啓発活動を含めた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。今まで、もちろん今まで提案したことが全て実現されるってのは難しいかもしれませんが、少しずつでもですね、そういった状況になるっていう、将来的に増えていくというのは分かっていますので、そこに向けて動いていっていただければ、動いていただければと思います。よろしくお願いします。

最後に、町長に伺います。

私はこの外国人材の受入れについては推進か反対かという、単なる、単純な議論ではなくですね、既に地域で暮らし働く方々と、地域住民の双方が安心して暮らせる環境づくりが重要だというふうに考えています。

町長の所信表明でですね、多様化、複雑化する社会への対応が必要だというふうなことはおっしゃっておられました。

そして、調和の取れた持続可能なまちづくりを柱としても挙げられておりましたので、そういった視点からも、この外国籍住民の方にですね、地域のルールや文化を理解していただくこと。同時に、地域側も困ったときに相談できる仕組みや、誤解を小さい、小さな誤解の段階で解消していけるような仕組みを持っていく必要があると思います。

外国籍住民の増加を地域の不安や摩擦につなげるのではなく、地域社会の一員として共に暮らすための準備を進めることが、町の責任だというふうに考えますが、町長は今後の外国籍住民との地域共生についてどのような方針で取り組まれるのか、お考えをお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。

具体的な方針というのはまだ現在、全然考えておりません。

しかしながらですね、これまでの質問の中で、各課長がですね、

具体的な取り組みとか課題についてお答えをさせていただいたところですので、私からはですね、町の方針といいますか、ちょっと、策定したばかりの第6次佐川町総合計画の中での話をさせていただきたいと思います。

まず、その中でですね、総合計画、第6次の総合計画の中では、まちづくり施策の1つとして、共生社会の推進を掲げております。

その内容につきましては、佐川町に暮らす全ての人が互いに尊重し合い、安心して暮らせる社会を目指します。文化や価値観の違いを理解、尊重し、多様な人々がともに生活できる環境づくりを進めます、と記載をさせていただいております。

しかしながら、現在のところ具体的な取組内容は、先ほども申しましたが決まっております。

今後におきましても、人口減少対策の外国人の方が来られますと1つであると、あるとともにですね、佐川町の魅力発信にもつながるんでないかと考えております。

しっかりと地域共生社会に向け、県とも連携するとともにですね、今後は外国籍住民の増加に伴いまして、相談体制とか、地域活動への参加促進などを進めていかなければならないと思っておりますが、これまで各課長が回答させていただきましたが、まだ数々課題があるので順次対応していかなければならないという思いで思っております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。町長、ありがとうございました。

第6次総合計画の中でも、この共生社会の推進というところがあるということで、この地域活動への参加などというところも含めてですね、町長もよく、いろんな地域のお祭りとか、そういうものにも参加されておりますけれども、ぜひ、この外国人の方々もですね、外国籍の方々も、こういった地域のお祭りとか、文化事業に来ていただいてですね、よりこの日本の文化、地域の文化とかも知っていただいて、地域の住民ともつながりをつくっていただければと思いますので、今後も様々、これから取り組んでいけないといけない課題だと思いますので、ぜひ、一緒に考えてい

ければと思いますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続いて、佐川高等学校の存続・魅力化と、地域への影響についてを質問させていただきます。

これまでも、たくさん質問させていただいた項目なんですけれども、まず、この地域コンソーシアムのワーキンググループの現状と、令和8年3月定例会以降の進捗についてということで、3月定例会以降ですね、佐川高校存続・魅力化に向けた地域コンソーシアムやワーキンググループの動きが、町民から見える形では十分に進んでいるとはいいにくい状況に見えます。

当初の計画では今月中、6月中にコンソーシアム会議が開かれる予定であったと認識しておりますが、令和8年3月定例会以降、佐川高校存続・魅力化に向けて、町として具体的にどのような進捗があったのか、これまでの経緯について伺います。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

それでは、お答えをさせていただきます。

令和8年3月の定例会以降につきましては、この佐川高等学校コンソーシアム会議及び関連します、このワーキンググループ全体委員会につきましては開催のほうができておりません。

本年度の人事異動によりまして、佐川高校の魅力化コーディネーターが替わり、内部での引継ぎなどにも時間を要したことなどもありまして、予定が少し遅れているということでお聞きをしております。

また現在、佐川高校が会議の日程等調整を行っておりまして、ワーキンググループ全体会を6月30日に開催することとなっております、その後、7月に2回程度、またワーキンググループ全体会を2回程度行いまして、その後にコンソーシアム会議を開催するよう、日程調整を進めているというふうにお聞きをしております。

以上になります。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

人事異動などによりですね、魅力化コーディネーターの方も替わられたということで、今までは高岡高校と兼任の方がいらっしゃったと思いますが、異動があつてということで、専任の佐川高校の魅力化コーディネーターの方が就任されたということだと思います。

さらに、聞くところによると近隣町村のですね、教育長、教育次長あたりの人事異動もあつたということで、これもこのコンソーシアムの進行にちょっと影響が出ているのかなというふうに思います。

これまでの質問でもちよつとこう、もうちよつとテンポを早くしていかないとこの、令和10年の4月というところには間に合わないのではないのでしょうかという質問もさせていただいたんですけれども、この人事異動などがですね、この、今後のアクションプランの実現に、遅延などの影響をしていくのではないかといいところで、この現在のアクションプランというか、今決まっていることをどういう形で進めていくというふうになっているのかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

先ほど議員もおっしゃいましたように、佐川高校の体制といたしまして、昨年度までは魅力化コーディネーター、高岡高校と佐川高校の2校を担当しておりましたが、本年度の人事異動によりまして、佐川高校専属の魅力化コーディネーターとして、今回の教諭のほうに配属をされております。

担当されます教諭につきましては、以前にも佐川高校のほうに在籍をしておりまして、その際にも佐川高校が地域を知り、生徒たちでできることを考え、課題解決に取り組みます「さくら咲くプロジェクト」、こちらのほうの担当のほうもされていた方ですので、仁淀川流域の地域の方や、関係する自治体との連携した取り組みが、より一層進んでいくということが期待されているところです。

また、これまでのコンソーシアム会議や、ワーキンググループ

全体会を踏まえまして、佐川高校といたしましては目指す生徒、生徒像といたしまして、1つ目に、地域を理解し貢献するとともに、ふるさとを愛することのできる生徒を育てる。

2つ目に、学ぶことを楽しみに自ら考え行動し、夢や目標に向かって自立できる生徒を育てる。

また目指す学校像といたしまして、1つ目に、生徒一人一人を大切にし、夢や目標の実現を支える教育と、魅力的な授業を行う。

2つ目に、地域に根差し、多様な進路選択を支援する学校。

この、目指します、生徒像と学校像を実現するための、アクションプランといたしまして、これまでのコンソーシアム会議などでの意見などをもとにですね、関係する地域の皆様と連携した上で、地域資源を活用した探究学習や部活動など、こういったものを整理をしているところでございます。

次のコンソーシアム会議につきましては、一定の方向性が示されるというふうに思っておりますので、令和9年度を予定しております、アクションプランの実施に向けた協議を今年度中に進めていくことというふうになります。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。佐川高校にも以前にいらした方が魅力化コーディネーターになっていただいたということで、現在の状況とかも把握をしていただいてということで、これから取り組みをしていくと。

令和9年度に、から進めていくアクションプランということですけれども、令和10年度の、令和10年度にその生徒数を判断される中で、令和9年度からのアクションプランというのはちょっとなかなか、こうスピード的に苦しいところがあるので、相当急がないと難しいんじゃないかなというところがありますが、これについても、今現在進めていただいているということですので、この7月、6月30日と7月に2回あって、それからコンソーシアム会議を行われるというところを確認できましたので、またそれをどのような、いい会議になるようにですね、お祈りをしております。

そしてですね、これまでのコンソーシアム会議やワーキンググ

ループの議事録、または概要記録がどのように作成、保管され、関係者間で共有されてるのかを確認します。

今後の議論を継続的に進めるためには、担当者が替わっても、経過が引き継がれる記録体制が必要というふうに思っております。

町としてその必要性をどのように認識しているのか伺います。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

コンソーシアム会議等での記録につきましては、高知県の教育委員会、高等学校振興課になりますが、こちらのほうが作成をし保管のほうをしております。

構成メンバーにつきましては必要に応じまして、会議録の提供を求めますと、提示をしていただけることとなっておりますので、協議を進めていく中で内容に相違がないか、こうした記録を確認していくことは、大事ではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

今後も人事異動とかっていうことは起きてくる可能性は十分あると思いますので、こういった記録などをしっかりと用いていただいてですね、こういった遅延が起きないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

次にですね、佐川高校がなくなった場合の地域への影響について、ということで伺います。

私はこの佐川高校がなくなるということは、単に高校生が町外の学校に通うようになる、というだけの話ではないというふうに考えています。

町内に高校があることで、高校生が日常的に町内で学び、通学をし、買い物をし、部活動や地域活動に参加し、地元企業や地域住民と接点を持っている。それが失われれば、町の中から若者の姿が減り、地域の活力、商店や交通、地域活動、地元就職への動線にも影響が出る可能性が十分にあります。

高校生のアルバイト、卒業後の地元就職、地域行事への参加などは数字だけでは見えにくいものの、地域の担い手確保に直結する要素だというふうに思います。

私が全国の様々な研究調査の中から抽出した情報ではですね、佐川町と比較的比較をしやすい環境、ほかの自治体に公共交通機関で30分から1時間の通学が可能っていう条件で探して、1市町村1校という状況から高校が消滅した自治体。統廃合に向かう局面で転出超過が上振れをし、6年間の累計で人口の約1.3%規模の追加的な転出超過が生じたデータというのが示されています。

もちろん、これは全国的な研究を佐川町に機械的に、当てはめた試算ではあるのですがけれども、そのままを佐川町に当てはめるとすれば、年間25人の継続的な、中高生を持つ世帯の家族が流出をしていくというようなことが現実として起こり得ると、いうところのデータをお示しをさせていただきました。

特に本町ではですね、15歳から24歳の若い世代の転出超過が人口減少の大きな課題であり、町長自身もですね、若年層の転出の抑制を人口戦略の重要な指標に置いていると思います。その中で、町内唯一の高校がなくなるということは、この町が抑えようとしている、若年の流出を逆に強めてしまう恐れがあると、いうことにもなりかねません。そこで伺います。

町は、佐川高校がなくなった場合に、子育て世代の定住判断、若者の町外流出、地域産業の働き手の確保、地元就職、地域経済、地域活動にどのような影響が出ると想定しているのでしょうか。

人口、経済、雇用、地域活動の面から具体的な試算や分析を行っているのかお聞きします。

もし、現時点で佐川高校に特化した影響の分析が十分に行われていないのであれば町として、県の判断を待つだけでなく、独自に影響評価を行う必要があると考えますが、今後どのようなデータを集め、どのような観点で分析に着手をする考えがあるかを伺います。

議長（松浦隆起君）

まちづくり推進課長、安岡さん。

まちづくり推進課長（安岡裕美君）

お答えさせていただきます。

令和7年度に実施しました移住者との懇談会や移住フェアなど、

移住希望者と交流する際での、若い世代の子育てに関する関心は、やはり保育園や小学校についてのところが大きいところではないかと感じておりますが、高校がなくなると子育て世帯の流出につながるという調査結果も把握しております。

町内に保育園から高校までがあり、子育てがしやすく、教育環境の整った町であることは、佐川町の強みの1つとして認識し、移住定住に関する取り組みの中でPRを行っております。

また、佐川高校がなくなること、現在、佐川高校生が行ってくださっているボランティア活動や、地域活動への参加、担い手の創出、にぎわいの創出などにおいては、一定程度の影響があるのではないかと考えております。

また、町独自で人口や経済、雇用、地域活動の面での具体的な試算や分析は行っておりませんが、議員が指摘されるとおり、佐川高校の存続は人口や地域経済、地域活動などの面で影響を及ぼす、重要な課題であると認識しております。一方で、減少が続く人口動態や、複雑に絡み合う経済波及効果について、高校の有無のみを分離した具体的な数値の試算や、独自の影響評価を行うことは極めて困難な側面があるのではないかと考えております。

町としましては、佐川高校の魅力をさらに高め、子育て世帯に選ばれ、生徒たちが誇りを持てる学校づくりに向けた魅力化への取り組みに、関係町村、機関とともに一層力を注いでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。なかなか、なくなった場合の状況の試算というのは非常に難しいものやなというふうには思いますが、この高校生を持つ世代、そして子供の世代含めて、6年間で1.3%の人口流出の超過が起きた場合ということを考えれば、その世代の人数がさらにぐっと減るということになりますので、そういったことを考えると、影響的にはかなり大きなものになるのではないかなというふうに思います。

続いて、この魅力化、佐川高校の魅力化が進んだ場合に期待される効果と、町としての投資、実行体制についてということで、

佐川高校のこの魅力化は、単に入学者を増やすためだけの取り組みではないと。地元中学生が佐川高校に行きたいと思える学校にすること、地域外からも佐川で学びたいと思える特色をつくること、高校生が地域で探究活動を行い、地元事業者や地域住民と関わり、将来的に佐川町や高吾北地域に戻ってくる可能性を高めること。これらは人口減少対策であり、産業振興であり、地域づくりそのものだというふうに考えます。

また、こういったことに取り組まれている岡山県の矢掛高校、島根県海士町の隠岐島前高校、高知県内では梶原高校や嶺北高校など、地域と高校が連携をして魅力化に取り組んできた事例というものが、事例から学ぶべき点もたくさんあると思います。

佐川町として、こうした先進事例をどのように研究し、佐川高校の施策に反映させようとしているのかをお聞きします。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えをさせていただきます。

現在の佐川高校コンソーシアム会議のメンバーを基本といたしまして、令和6年度から佐川高校コンソーシアムの準備会のほうを開催し、また7年度からはコンソーシアム会議として、協議のほうを重ねてまいりました。

この頃から島根県海士町など、地域の特性を生かしての高校魅力化に取り組む事例を勉強させていただく中で、地域の特性を生かすとともに、生徒たちの学びの中で、ふるさと愛を育むことが大事であると、構成する関係の関係者の多くが改めて感じたところであります。

これまで、こうした継続して協議を進めておりますコンソーシアム会議におきましても、このような成功事例を参考にしながら佐川高校周辺地域の資源を生かし、また、デジタル技術の活用も含めた探究学習を中心に、生徒たちのふるさと愛にもつながる取り組みを検討してきたところでございます。

こうした取り組みが生徒たちの学習だけでなく、地域資源を活用することで、地域産業の活性化や人口減少対策にもつながることを期待しているところでございます。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

これまでの取り組み等、また、こういった海士町の隠岐島前高校などの情報を参考にしていることですが、佐川町としてもですね、この7月に行政視察で、この岡山県の矢掛高校には視察に行かせていただくようになってますので、また、そこで聞きしてきたことも、議会でも共有を、行政のほうにもさせていただきたいと思います。

続いてですね、またこの高校、地域、行政、流域町村、事業者をつなぐ役割ということで、こういったことは非常に専門性が高くですね、継続性というのも求められると思うんですが、やはり、行政の枠組みの中で言いますと、異動というものがありますので、継続的にこれを進めていくというのにはなかなか、難しい部分もあるのではないかとこのように思います。

積極的に魅力化に取り組んでいくというところのためにですね、以前も質問させていただきましたけれども、この地域と高校をつなぐコーディネーター的な役割というところ。これ中間管理、中間支援組織という名前で質問させていただきましたけれども、例えば、人物であったりしてもいいんですが、そういったことの今後の検討課題というふうに、こういうことをされてるかどうかお聞きしたいと思います。

議長（松浦隆起君）

教育次長、岡田君。

教育次長（岡田秀和君）

はい。お答えさせていただきます。

この3月定例会以降、コンソーシアム会議及びワーキンググループ全体会のほうが開催されておりませんので、この会議等での検討課題とはされておられません。

3月定例会での岡林議員のご質問にも対しまして、担当の意見ということでしたので、この件とは別に、中学校の部活動につきましても、地域での活動へ展開していくということを検討していく上で、取りまとめ的な役割が必要であるということも、議論さ

れておりますので、こうしたことも踏まえまして、会議を進めていく中で私の感じたところを回答させていただきました。

ワーキンググループ全体会には、私も構成メンバーといたしまして参加をしておりますので、佐川高校の取り組みが地域とつながる手段の1つとして、提案のほうもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。前向きなご答弁ありがとうございます。

なかなか形が見えない中で提案するというのは大変だと思いますが、ぜひ、こういった間に入って、潤滑に物事を進めていただくというような方が、やっぱり必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討していただければというふうに思います。

この佐川高校について、最後にまた町長に伺いたいと思います。

これまでの整理ですと、佐川高校がなくなるという未来と、この魅力化が成功するという未来の中では、すごく差が大きいということが整理されたと思います。

この高校がなくなれば、人口、子育て、働き手、地域経済、地域活力にまで影響が及ぶ可能性が高いです。一方で、この魅力化が進めば、入学者の増加だけでなく、地域外からの人の流れや、若者の地域定着、そして地元就職、地域産業との連携など、関係人口の増、または将来のUターンなどにもつながると思います。

高校の存続は人口減少対策そのものであるという認識の上であれば、佐川高校の魅力化は教育委員会や学校だけに任せる課題ではなく、町長部局も含めた町全体の重点施策として取り組むべきことだと思います。

佐川高校は佐川町だけの高校ではなく、高吾北地域の若者を受け止める拠点でもありますし、だからこそ、本町、つまりは片岡町長がですね、この流域町村との連携を強力なリーダーシップで、主導をしていただいて、県とも協議をしながら必要な実行体制を整えていくべきだというふうに考えます。

町長が佐川高校の存続・魅力化を、今後の町政の中でどのよう

な優先順位に置き、どのような危機感と決意を持って取り組んでいくのか、町長自身のお言葉でお聞かせください。

議長（松浦隆起君）

町長、片岡君。

町長（片岡雄司君）

はい。お答えさせていただきます。

岡林議員の言うように、佐川高校がなくなった場合ということにつきましては、私は全く考えておりません。存続ということで進めておりますので、そういったことで協議をさせていただいております。

しかしながらですね、佐川高校ってのは県立高校でございますので、県の一声で廃校ということになればですね、それを止めるのが私たちの流域の役目であると考えておりますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

全く、今の段階でですね、なくなった場合のことについて、私全く考えておりませんので、よろしくお願いします。

これまでも答弁をさせていただきましたとおり、佐川高校の存続については人口減少対策そのものであると考えておりますし、喫緊の課題だと危機感を持って対応させていただいております。

当町における人口減少対策の最優先の取り組みの1つとしてですね、関係自治体、高吾北の町村と、副議長などともですね、コンソーシアム会議の構成メンバーや関係する地域の皆さんとも、とともにですね、アクションプランに基づく取り組みが進められるよう、今後とも発信をしていきたい。先頭を切ってですね、先輩もおりますが、先頭を切って関係自治体と足並みをそろえて何ができるかをしっかりと協議し、支援をしてですね、佐川高校の存続に向けて取り組んでいきたいと考えております。

よろしくお願いします。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

すいません、ボタン押す順番間違えました。

町長、力強いお言葉ありがとうございます。

高校がなくなるとは全く考えていないということで、もちろんそうなるように、そうなるようにというか、存続がしっかりさ

れていくように、町長からも力強いお答えをいただきました。

今回、高校がなくなった場合っていうのを提案させていただいたのは、地域にとって非常に大きな損失につながるというところを認識していただくために、あえて、そういったことを出させていただきました。その中で、やはり先ほど先輩もいますがということで、このコンソーシアム会議の首長のグループの中には、私も一緒ですけれども高知学園の卒業生が多いということで、我々は佐川から高知市内に通った人間ではありますがけれども、やはりこの地域にとって、この佐川高校というのがなくてはならない、教育機関であるということは変わりないと思いますので、ぜひ、その強いリーダーシップで、他の先輩たちも引っ張って、存続に努めて、魅力化につなげていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続いて、最後の4番目の質問に移りたいと思います。

道路の安全確保と維持管理の基準について、伺っていきたいと思います。

今回の質問は、単にこの場所を補修してほしいという個別の要望ではなくてですね、町内の道路安全をどのような基準で把握し、優先順位をつけ、所管が分かれる県道、国道、横断歩道、規制の標識等について、関係機関とどのように連携をしているのかを確認するものです。

町内を見てもみますと、路面の停止線や、横断歩道に接続する路面標示、「止まれ」や「通学路注意」などの、文字表示が薄くなってる箇所、あるいは消えかかっている箇所が見受けられます。

特に子供や高齢者は、道路標示や安全施設から得られる情報が大きく、この情報に大きく依存しており、表示の劣化というのは交通事故のリスクの増加につながるものと考えております。

先日の議会がやりました住民懇談会でも、複数の意見として、どこそこの横断歩道が消えちゅう、とかいうようなご意見をたくさん賜りました。

その中で、町内の道路における路面標示、横断歩道等の劣化状況の把握と対応についてということで伺います。

職員による点検、住民からの要望や、学校や地域からの情報提供など、どのような方法で危険箇所を把握しているのでしょうか。

また、劣化箇所について、台帳化をしているとか、写真管理を

しているなど、継続的に確認できる仕組みを持っているのかをお聞きします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

それでは、お答えいたします。

町道にあります、路面標示のうちですね、町管理は道路の両端にあります白線がメインとなっております、他には「速度落とせ」等の文字がございます。

それ以外ですね、横断歩道とか停止線、それから一旦停止の「止まれ」の文字はですね、佐川警察署のほうの管理となっております。

町管理の部分の劣化状況につきましてはですね、町職員の日常点検の巡回、それから住民からの通報、また、自治会やPTAからの要望、その都度把握しております。

把握した劣化箇所につきましてはですね、その場所と時間、それから写真を記録しまして、修繕が必要な箇所として管理しております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

様々なところからの情報提供や、職員の巡回など、また写真などによって、その情報を管理をしているということであります。

この補修についてですが、この補修や更新を行う際の判断基準について伺います。

路面標示がどの程度薄くなれば補修対象となるのか、交通量、通学路、高齢者の利用状況、過去の事故やヒヤリハット、住民要望などを踏まえて、どのように優先順位をつけて対応しているのかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。補修のですね、劣化判断につきましては、特に、どの程

度薄くなったらという基準は明確にはございませんが、職員がですね、現地で状況を確認しまして、見やすさでありますとか、あと損傷の度合いを目視して総合的に判断しております。

また、補修の優先順位につきましては、交通量の多さや通学路、それから夜間走行の危ない路線でありますとか、災害時の緊急輸送道路、こういったことをですね、判断する基準にしております。

しかし現状ですね、修繕が必要だと判断された箇所につきましてはですね、遅くとも翌年度の予算で、予算化して対応できておりますので、優先度につきましては現状では問題となっていないと考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

把握したところについては、翌年度の予算までで何とか対応しているということで、今回議会の懇談会でも数件、どこどこのという、斗賀野地区だったかな、小学校の前とか、その辺の横断歩道とかってというような声もありましたので、また職員の方に見に行っていてくださいね。特にそういう、学校周辺ですとか、高齢者がよく利用するところ。あと、課長もさっき、先ほどおっしゃいましたが、夜間の通行や緊急の道路など、そういったところまた見ていただいて、適切に補修をしていただけたらというふうに思います。

続いてですね、所管ごとの点検補修体制、通学路や、高齢者動線を踏まえた安全管理についてということで、町としてこの町道、県道、国道、警察所管の交通安全施設について、危険箇所を発見した場合、特に国や県、警察などにどのように要望を伝え、情報共有をして改善につなげているのか、その連携体制についてお聞きします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。お答えいたします。

なかなか住民のほうですね、ここが県道でありますとかは、

なかなかその場所が分からないと思いますので、まず一旦、役場のほうで全てお聞きしております。

その上で、県道につきましては県の土木事務所、それから国道につきましては国交省、それから横断歩道とかですね、停止線、それから「止まれ」といった表示につきましては、佐川警察署のほうにつないでおります。

ただですね、今、いずれにしましても町として、全て把握した時点で速やかに管理者のほうに報告いたしまして、すぐに対応していただけるようにですね、依頼をしております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。一旦、町のほうで集めていただいて、県道は県へ、国道は国道へ、警察所管のものは警察所管へ、すぐ、速やかに連絡をしていただいているというところです。

なかなか直らないということは、連絡してからの動きが遅いということになるのかなと思いますが。

道路標示についてはですね、住民の命とも直結してますので、町のほうは翌年までの予算で対応していただいているってことです。ので、県や国に対しても、しっかりとね、補修していただくように、今の時点で速やかに連絡していただいているということです。ので、もしまた、進まないということであれば、ほかのつても通じてですね、何とか早くやっていただけるようにとか、町長からまた言っていただくとかいうことになると思いますが、対応よろしくをお願いします。

この通学路とか、その高齢者が多く利用する道路について、先ほどの答弁とかぶるかもしれないですけども、この重点地域みたいな指定をして、特に管理をしているというようなことは、ありますか。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。お答えいたします。

まず通学路につきましては、毎年、各学校の P T A からですね、

子供の安全に関します要望が上がってまいりますので、それを教育委員会などですね、事務局のほうでまとめていただきまして、町道関係は建設課のほうで。それから県道とか、国道は各管理者のほうでですね、対応をしていただいております。

また、高齢者の多い道路周辺につきましてはですね、特に重点的な点検は行っておりませんが、特にやっぱり病院とかですね、スーパー、基本的に学校が近くにありますので、そういった P T A のですね、要望でありますとか、町のですね、町の職員の点検でそういった対応ができていると考えておりますので、そういった特別な対応はちょっと、今のところはしておりません。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林君。

5 番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

学校周辺などは P T A などからの連絡によって速やかに連絡をする体制になっているということで、一定安心をしました。

その中でですね、住民懇談会で議会のほうにも、そういった、どこどこの横断歩道が消えてるよってというようなお声があったっていうのが、どういう経緯でそういうふうになったのかなと思いますが、補修をするタイミングですとか、その見極めなどもあるかと思うので、また個別にでいいので、ここまで来たら大体やってます、みたいなのがあったらまた教えていただければと思います。

こういったことは、事故が起きてから対応しても遅いので、事前に対応して事故を減らしていけるようにしていくことが大事だと思います。今現在対応していただいているようですので、安心をしたところです。ありがとうございます。

続いてですね、国道 33 号沿いに建設中のドラッグストア付近の交通安全対策についてということで、写真の掲示をお願いします。

これちょっと私のほうで作ったので、細かい部分の縮尺とかおかしいかもしれないですけども、上郷の国道 33 号沿いの三差路付近に、今、大型のドラッグストアというか量販店が、建設が進んでいます。

その中で出入口について、今この図面の中ではですね、緑色、

ちょっとバス停も緑色で書いてますけど、左のほうの青矢印が入るところと、赤矢印が出るところに緑色の区間がありますが、そこが出入口となっています。で、ここは以前にコンビニエンスストアがあったところなんですけれども、パチンコ屋さんが前にあったところに関しては全部擁壁で埋められてまして、コンビニがあったところだけが出入口となっています。

コンビニがあったときにですね、コンビニエンスストアに対しては出入りがしにくいというクレームが非常に多かったというふうに、コンビニの経営者からお聞きをしております。そのコンビニがあったときに複数件、交通事故が発生したというような話も聞いています。

これについてですね、この地元、上郷の自治会からも、非常に危険ではないかと。

この青矢印についてはですね、国道 33 号線、越知町側から来ますと、この高知市内から来た車が止まっている、この信号待ちの車列をまたいで中へ入る。もしくは出るときも、その車列もしくは 494 号に行くところも越えて、高知市側に出ていくということで、住民の声はもう、ほぼほぼ渋滞も起きるし事故も起きるんじゃないかという声が多くありまして、この佐川町議会の常任委員会のほうでも取り上げさせていただいて、国交省のほうにも、どういったことでこの許可になってるのかっていうことを聞きに行きましたけれども、これについては法律上、大丈夫なので許可を出してますという、2 行ぐらいの返事をいただいただけで終わってしまいました。

これも、一般事業者が建設をしているものですので、これをこの議会で言ってどうこう変更させるとかいう話ではないんですけれども、こういった形で店舗が今計画されているというところで、地元の住民から多く声が上がってるのは、今までの量販店が造るときはもっと地元に関心ある声を聞いて造ってくれたのに、どうしてということがあります。

それは実際の話でいうと、ほかの量販店ができたときは、農地からの転用でしたので、水の管理であったりですとか、その出入りについて住民とよく話し合う機会がありました。

ただ、今回のこの量販店については、もともと商業施設があったところに建ててますので、そういった経過を踏まずに、この、

できたものだということです。

その中で、もう工事が進んでますので、これを変更するというのは難しいんですけども、できた後にですね、やっぱり事故が発生しやすいとか、渋滞が起きるってなったときに、町として対応をしっかりとさせていただきたいというところで、今後の対応についてということで、実際に開業して、渋滞や事故、事故がすぐ起きたらもう、すぐ対応せにゃいかんと思いますが、渋滞などが発生したときに、町としてですね、国道なので国や、安全管理は国から言うても警察やというふうなお答えもいただいています。

そういったところと連携して、この改善に取り組んでいくというお考えがあるかどうかお聞きします。

議長（松浦隆起君）

建設課長、大原君。

建設課長（大原秀平君）

はい。えっとですね、今議員がおっしゃられました、このドラッグストアの建設予定地ですが、確かにおっしゃられるようにですね、出入口が最も交差点に近い西側にありますので、確かに右折のときですね、渋滞でありますとか、出入りのときの接触が考えられるというのは、そのとおりだと思っております、そこは認識しております。

今後ですね、この開業後に、仮にですね、渋滞でありますとか、万が一、交通事故が発生した場合にはですね、やっぱり町民の命を守るという視点からですね、町としても主体的に、国道とか、あと警察署のほうとですね、協議をする場をですね、設けていただくように要請したいというふうに考えております。

以上です。

議長（松浦隆起君）

岡林議員に申し上げます。

残り時間、1分30秒。質問をまとめてください。

岡林君。

5番（岡林哲司君）

はい。ありがとうございます。

開業してからのことは対応していただけるということで、今回の質問の中で、もう1点質問する予定だったんですけど、ちょっと残り時間が少ないので概要だけ、お伝えをしたいと思います。

もう一度、図面を出していただけますでしょうか。

この図面の中で、緑の白い建物の白枠の上に緑の点が２つありますが、それが「ぐるぐるバス」のバス停となっています。東に向いて行く、「ぐるぐるバス」のバス停がですね、あの辺り、もうちょっと左側にあると思うんですけれども、そこに、もしバス停で高齢者の方が降りた場合にですね、横断歩道が東も西もめちゃくちゃ遠い位置になります。

そうすると、直接、この国道を高齢者が渡るんじゃないかというところが、地元からも懸念が上がっておりますので、これに対しても担当課のほうでですね、実際に開業してみないとわからないところがありますが、そういった地元からの懸念があるというのをまずお伝えすることと、実際に開業してからの状況を見てですね、また適時対応していただけたらというふうに思います。

ちょっと走り走りに最後のほうになってしまいましたが、以上４点について質問させていただきました。

これで、私の本議会での全ての質問を終了させていただきます。
ありがとうございました。

議長（松浦隆起君）

以上で、５番、岡林哲司君の一般質問を終わります。

これで今定例会に通告がありました、全ての一般質問を終了します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、１１日の午前９時とします。

本日は、これで散会します。

散会 午後３時１２分

